

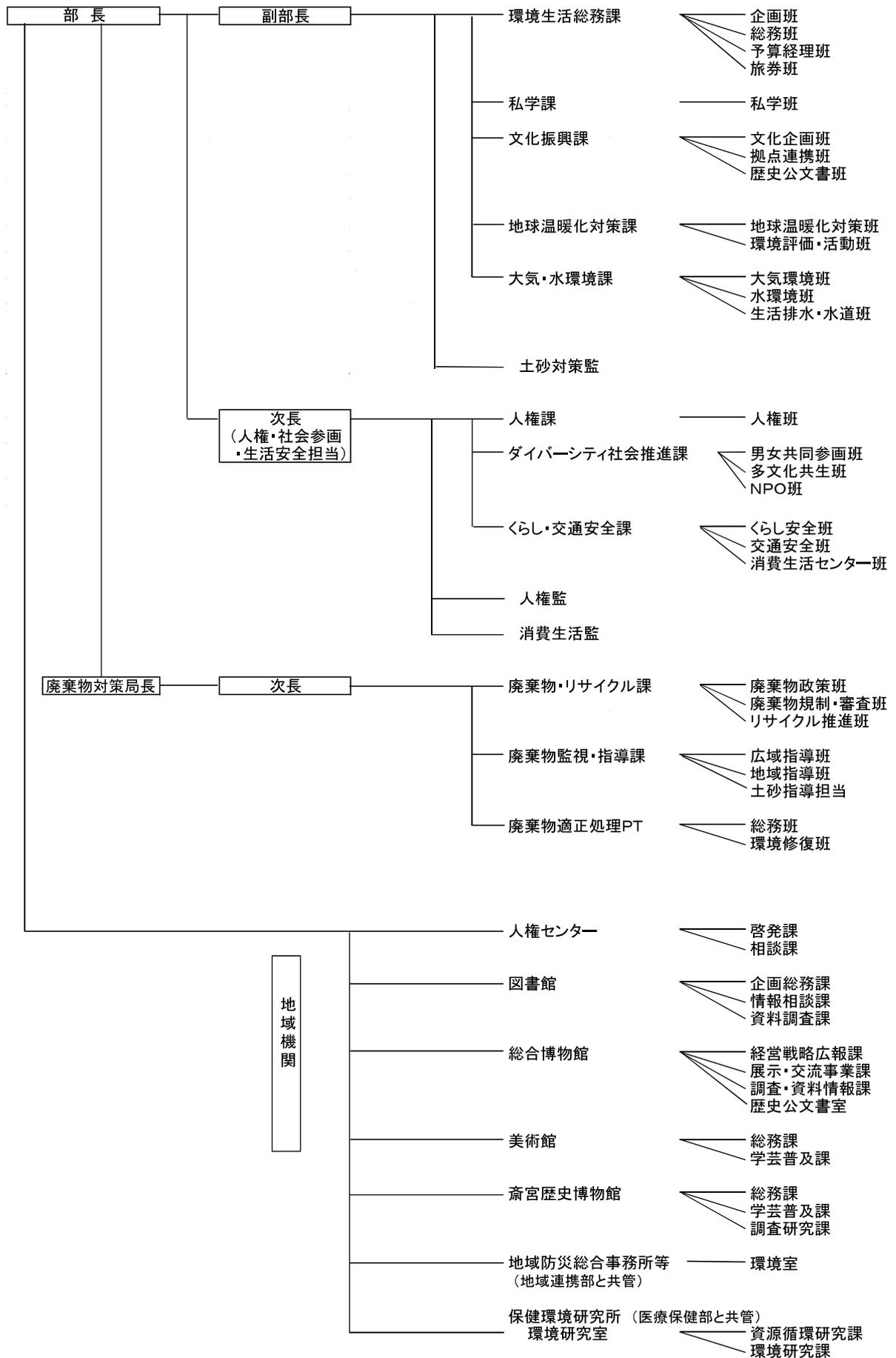
令和4年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	令和4年度 環境生活部の組織について	1
II	令和4年度 当初予算(環境生活部関係)の概要について	4
III	主要施策	
1	三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について	12
2	私学教育の振興について	14
3	文化・生涯学習の振興について	16
4	脱炭素社会の実現について	18
5	大気・水環境の保全について	20
6	人権施策の総合的な推進について	24
7	女性活躍の推進について	26
8	ダイバーシティ・性の多様性を認め合う社会の推進について	30
9	多文化共生社会づくりの推進について	34
10	県民の社会参画の推進について	36
11	交通安全対策の推進について	37
12	安全で安心なまちづくりの推進について	38
13	犯罪被害者等支援について	42
14	消費生活の安全の確保について	44
15	循環型社会の構築について	46
16	産業廃棄物の監視・指導状況について	54
17	産業廃棄物の不適正処理事案への対応について	58

別冊 事務事業概要

令和4年5月25日
環境生活部

I 令和4年度 環境生活部の組織について



みえ元気プラン（概要案） 政策体系一覧

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策

政策体系一覧

政 策	施 策	
1 防災・減災、県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化
	1-2	地域防災力の向上
	1-3	災害に強い県土づくり
2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
	2-2	感染症対策の推進
	2-3	介護の基盤整備と人材確保
	2-4	健康づくりの推進
3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
	3-2	交通安全対策の推進
	3-3	消費生活の安全確保
	3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
	4-2	循環型社会の構築
	4-3	自然環境の保全と活用
	4-4	生活環境の保全
5 観光・情報発信	5-1	観光産業の振興
	5-2	三重の魅力発信
6 農林水産業	6-1	農業の振興
	6-2	林業の振興と森林づくり
	6-3	水産業の振興
	6-4	農山漁村の振興
7 産業振興	7-1	中小企業・小規模企業の振興
	7-2	ものづくり産業の振興
	7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
	7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
	8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり	9-1	市町との連携による地域活性化
	9-2	移住の促進
	9-3	南部地域の活性化
	9-4	東紀州地域の活性化
	9-5	DXの推進
10 交通・暮らしの基盤	10-1	道路・港湾整備の推進
	10-2	公共交通の充実・確保
	10-3	安全で快適な住まいまちづくり
	10-4	水の安定供給と土地の適正な利用

政 策	施 策	
11 人権・ダイバーシティ	11-1	人権が尊重される社会づくり
	11-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
	11-3	多文化共生の推進
12 福祉	12-1	地域福祉の推進
	12-2	障がい者福祉の推進
13 教育	13-1	子どもたちの基礎となる力の育成
	13-2	社会の担い手となる力の育成
	13-3	特別支援教育の推進
	13-4	安心して学べる教育の推進
	13-5	教育環境の整備
14 子ども	14-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
	14-2	幼児教育・保育の充実
	14-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
	14-4	結婚・妊娠・出産の支援
15 文化・スポーツ	15-1	文化と生涯学習の振興
	15-2	競技スポーツの推進
	15-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

行政運営

1	総合計画の推進
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進
3	持続可能な財政運営の推進
4	適正な会計事務の確保
5	広聴広報の充実
6	行政DXの推進
7	公共事業推進の支援

Ⅱ 令和4年度 当初予算（環境生活部関係）の概要について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和4年度当初予算は、部の使命である次の4つの方向性を柱として、安全・安心が実感でき、全ての人びとが尊重され、心豊かに暮らせる三重を創るため、選択と集中により事業を編成しました。

<環境生活部の使命>

- ・ 県民の皆さんとの連携による交通事故の防止、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。
- ・ 地球温暖化対策（緩和と適応）、大気・水環境の保全に取り組むとともに、廃棄物の3R+Rと適正処理を推進することを通じて、環境への負荷が少ない持続可能な社会をめざします。
- ・ 県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等に関わらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。
- ・ 三重の持つ魅力や多様性を感じる、文化の薫り高い生活の中で、心の豊かさを育む取組を進めます。

このような考え方のもと、令和4年度当初予算においては、「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」「脱炭素社会の実現および『きれいで豊かな海』の再生」「人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり」「『新たな日常』における文化の振興」「循環型社会の構築」について重点的に取り組みます。

(1) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止、消費生活の安全の確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。

また、性被害への対応については、コロナ禍をふまえた相談体制の充実や、孤独・孤立な立場にある子どもの性被害支援の強化に取り組みます。

(2) 脱炭素社会の実現および「きれいで豊かな海」の再生

脱炭素社会の実現に向けて、環境、経済、社会の統合的向上をめざしたさまざまな主体との連携による取組を進めるとともに、持続可能な社会を実現するための共通基盤となる取組についても推進していきます。

また、良好な生活環境の保全や「きれいで豊かな海」の再生に向けて、さまざまな主体と連携しながら取組を進めます。

（３）人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり

県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等に関わらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向け、コロナ禍をふまえた人権啓発や、インターネット上の差別、誹謗中傷等の発生防止対策の充実を図るなど総合的な対策を推進します。

また、誰もが参画できる社会づくりに向け、「第３次三重県男女共同参画基本計画（令和２年度策定）」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（令和２年度制定）」に基づく取組等を推進します。

（４）「新たな日常」における文化の振興

三重にゆかりの深い画家を紹介する企画展や三重の持つ多様で豊かな自然と歴史・文化を体験する展覧会等を開催することにより、県民の皆さんが文化芸術にふれる場を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化団体等に対して活動再開に向けた支援を行います。

また、コロナ禍等大きな社会情勢の変化や国の動きなどをふまえつつ、今後の文化振興施策の推進に向けた取組を進めます。

（５）循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築をめざし、市町、事業者、NPO等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、新たな知見や技術を積極的に活用することにより、廃棄物の「3R+R」の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。

また、循環関連産業の振興に注力することで、社会的課題であるプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進します。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

環境生活部 くらし・交通安全課

1、3、4 くらし安全班、交通安全班：224-2664
2 消費生活センター班：224-2400

県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止、消費生活の安全の確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。

また、性被害への対応については、コロナ禍をふまえた相談体制の充実や、孤独・孤立な立場にある子どもの性被害支援の強化に取り組みます。

1 交通事故のない社会の実現

交通安全企画調整事業【1,465千円】

令和3年7月に策定した「第11次三重県交通安全計画」に基づき、市町や関係機関と連絡調整を図りながら効果的な交通安全対策を推進するとともに、令和3年3月に制定した「三重県交通安全条例」について、Web広告を活用して効果的・効率的に周知し、県民の皆さんの交通安全意識や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ります。



飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動事業【3,314千円】

令和3年8月に策定した「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」に基づき、関係機関と連携し、飲酒運転の根絶に関する教育および知識の普及・啓発を行います。特に、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する診断を受けるよう通知、勧告、再勧告を行うことにより再発防止対策を推進するとともに、飲酒運転とアルコール問題に関する相談窓口を運営し、飲酒運転の根絶を図ります。

2 消費生活の安全の確保

消費者啓発事業【20,556千円】

消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、若年者や高齢者を中心に幅広い世代を対象とした消費者啓発・消費者教育に取り組みます。また、エシカル消費に対する理解が深まるよう、関係機関と連携して普及啓発を行います。



相談対応強化事業【24,392千円】

県消費生活センターの相談員の資質向上を図り、県民の皆さんからの相談に迅速かつ適切に対応します。

3 安全・安心なまちづくり

安全安心まちづくり事業【623千円】

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」に基づき、市町との連携強化を図るとともに、県民の皆さんや事業者等さまざまな主体と協働しながら、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりの実現に向けた取組を進めます。

4 性被害を防ぎ、被害者に寄り添った取組の充実

性犯罪・性暴力被害者支援事業【22,597千円】

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談件数の急増等に対応するため相談体制の強化を図るほか、引き続き、電話相談やSNS相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。



(新) 孤独・孤立な立場にある子どもの性被害支援強化事業

【5,303千円】

「学校における性被害」に関する課題把握・論点整理等を行い、抽出した課題・論点を基に関係機関が参加する検討委員会により支援マニュアルを作成し、公立・私立学校等の関係機関へ配付し運用することで、学校と関係機関の双方が連携しながら被害者に対するアウトリーチ型の支援が行える体制を整備します。



Step 1

・課題把握
・論点整理



Step 2

・検討会による「学校における性被害」支援マニュアルの作成



Step 3

・マニュアルの配付
・連携体制の構築

脱炭素社会の実現および「きれいで豊かな海」の再生

環境生活部
 1 地球温暖化対策課：224-2368
 2 大気・水環境課：224-2382

脱炭素社会の実現に向けて、環境、経済、社会の統合的向上をめざしたさまざまな主体との連携による取組を進めるとともに、持続可能な社会を実現するための共通基盤となる取組についても推進していきます。

また、良好な生活環境の保全や「きれいで豊かな海」の再生に向けて、さまざまな主体と連携しながら取組を進めます。

1 脱炭素社会の実現

（一部新）脱炭素社会推進事業【29,503千円】

脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ」の具現化に向けた取組をオール三重で進めるため、「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」の枠組みを活用して、取組を進めます。

■再生可能エネルギーの利用促進

三重県産再生エネ利用による、環境や地域への貢献に関する情報発信等を行い、利用促進を図ります。また、県も事業者として再生エネ電力導入を進めるため、モデル調達を行います。

■脱炭素経営の促進

脱炭素経営に取り組みようとする中小企業等を支援するため、アドバイザーを派遣し、温室効果ガス削減目標の設定支援等を行います。また、企業の効果的な脱炭素の取組を調査し、水平展開を図ることで、自主的な脱炭素への取組を促進します。

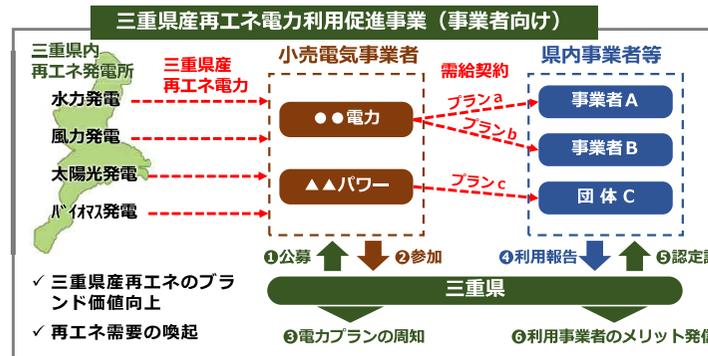
■COOL CHOICE（賢い選択）の推進

脱炭素につながる、さまざまな「賢い選択」への理解を深めるためのモデル事業やセミナーを開催し、オール三重での取組を推進します。

地球温暖化対策普及事業【11,661千円】

温室効果ガスの排出削減に向けた取組の普及を図るとともに、「三重県気候変動適応センター」と連携し、気候変動適応法に基づく気候変動影響への適応の取組を促進します。

また、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス削減目標の見直しを行うとともに、着実に推進するため、「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」で計画の進行状況の評価等を行います。



2 「きれいで豊かな海」の再生

【基本的な取組の方向性】

- 「規制」から「管理」への転換
 - 「きれいさ」と「豊かさ」の施策を総合的に推進
- 従来の「水環境の保全」に加え、「生物生息環境の保全、再生」に配慮した施策を、関係部局と連携のもと総合的に推進

【これまで：きれいな海】

「きれいさ」を目指した、水質規制

【これから：きれいで豊かな海】

良好な水環境と生物生産性、生物多様性が両立した「きれいで豊かな海」の再生を広域的かつ分野横断的な連携を通じて推進

河川等公共用水域水質監視事業【38,191千円】

公共用水域および地下水の水質常時監視を行うほか、伊勢湾に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）の管理を図る水質総量規制を実施するとともに、伊勢湾の水質汚濁の実態を把握するための調査等を実施し、河川、海域等の水質保全を図ります。

伊勢湾行動計画推進事業【85,136千円】

海岸漂着物対策として、市町等が取り組む回収・処理および発生抑制対策事業に助成します。また、「伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の発生抑制対策を広域的に展開するとともに、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた調査研究を実施します。



人権が尊重され、誰もが参画できるダイバーシティ社会づくり

- 環境生活部
 1 人権課 : 224-2278
 2、3 ダイバーシティ社会推進課(男女共同参画班) : 224-2225
 4 ダイバーシティ社会推進課(多文化共生班) : 222-5974

県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等に関わらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向け、コロナ禍をふまえた人権啓発や、インターネット上の差別、誹謗中傷等の発生防止対策の充実を図るなど総合的な対策を推進します。また、誰もが参画できる社会づくりに向け、「第3次三重県男女共同参画基本計画(令和2年度策定)」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(令和2年度制定)」に基づく取組等を推進します。

※金額はR3年度2月補正予算含みベース

1 コロナ禍をふまえた人権総合対策

人権啓発事業【22,190千円】

人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行います。また、インターネット上の差別について、SNS広告を活用した効果的な人権啓発を実施し、ネット差別の発生防止を図ります。

同和問題等啓発事業【15,255千円】

同和問題や新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等あらゆる人権課題に対する県民の皆さんの理解と認識を深め差別のない社会を実現するため、さまざまな手法による啓発を実施します。



インターネット人権モニター事業【2,919千円】

インターネット上の差別的な書き込みを早期に見出し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を行います。また、モニタリング活動等に協力いただく「インターネット人権ソーシャルウォッチャー」を養成する講座を開催します。

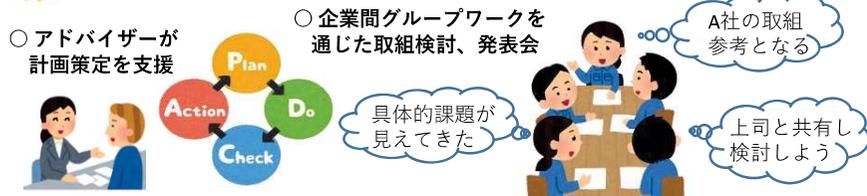
2 男女が共に活躍できる社会づくり

(一部新) みえの輝く女子プロジェクト事業【3,446千円】

女性が活躍できる環境整備に向けて、「女性の活躍推進三重県会議」の運営とともに、一般事業主行動計画の策定支援やグループワークを通じて企業の取組改善を支援します。



課題 女性目線にも立った職場づくり、女性リーダー育成のために



(一部新) 男女共同参画センター事業【21,055千円】

(令和4年度当初予算 8,588千円
令和3年度2月補正予算 12,467千円)

コロナ禍で不安や困難を抱える女性の相談支援につなげるため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、心理カウンセリングなど相談体制の充実、サポート講座の実施、生理用品の配布、SNS広告による周知を図ります。また、男女共同参画意識の普及啓発および調査研究事業等を実施します。

3 性の多様性を認め合う社会づくり

性の多様性を認め合う社会推進事業【8,864千円】

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、イベントや企業向け研修など、性の多様性に関する理解促進に向けた取組を行うとともに、相談窓口の運営や相談人材育成講座、当事者等の交流会を行います。

4 外国人住民の安全で安心な生活環境の整備

(一部新) 外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業【27,493千円】

災害等の緊急時や危機に備え、外国人住民を取り巻く関係者とのネットワーク強化と人材育成に取り組むとともに、県内の日本語教育環境を整備するため、オンラインによる日本語教室のモデル事業を実施します。また、多言語ホームページ(MieInfo)により外国人住民に必要な行政・生活情報を提供します。

外国人住民の安全で安心な生活への支援事業【39,378千円】

「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、関係機関と連携し、外国人住民の生活全般に関わる相談の対応を行うとともに、必要な情報を提供します。また、医療通訳者の育成など医療機関における多言語対応の促進や、消費者被害の防止に係る啓発に取り組みます。



「新たな日常」における文化の振興

環境生活部
文化振興課：224-2176

三重にゆかりの深い画家を紹介する企画展や三重の持つ多様で豊かな自然と歴史・文化を体験する展覧会等を開催することにより、県民の皆さんが文化芸術にふれる場を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化団体等に対して活動再開に向けた支援を行います。また、コロナ禍等大きな社会情勢の変化や国の動きなどをふまえて、今後の文化振興施策の推進に向けた取組を進めます。

1 県立文化施設の主な企画展等 (展覧会の名称は仮称)

美術館展示等事業【79,952千円】

～開館40周年記念～

『宇田荻邸展』

『いわさきちひろ展—中谷泰を師として』

『県名「三重県」誕生150周年 岡田米山人・半江展』

ほか、『コレクション大公開—西洋美術を中心に』などを開催します。



宇田荻邸《巨椋 (おぐら) の池》



いわさきちひろ 《緑の風のなかの少女》



岡田米山人 《春秋山水図》



クロード・モネ《橋から見た アルジャントゥイユの泊地》

総合博物館展示等事業【51,533千円】

『名所発見、再発見！～浮世絵でめぐる三重の魅力～』

『大くじら展—三重の海にやってくるクジラたち—』

『三重の円空』

といった多彩な企画展を開催します。



歌川国貞作 二見浦曙の図



ミンククジラ 全身骨格標本



円空作 聖観音立像 志摩市三蔵寺 蔵

文化会館事業【70,758千円】

『ハンガリー国立歌劇場オペラ「魔笛」』

『とびだせ！みえの絵本作家たち展2022』

など、多彩で魅力的な文化芸術公演を開催します。



ハンガリー国立歌劇場



みえの絵本作家たち展

生涯学習センター事業【9,701千円】

城郭考古学者の千田嘉博さんの講演会など、学びにつながる事業を展開します。



千田嘉博さん (撮影：島中和久氏)

斎宮歴史博物館展示・普及事業【12,492千円】

『NARIHIRA—いにしへの雅び男のものがたり—』

『斎宮・常設展示室III その② 「斎王群行」』

『鉄道模型で見る懐かしの鉄道輸送一貨物・荷物・郵便—』

といった展示を開催します。



住吉具慶画三十六歌仙 画帖より在原業平



斎内親王参宮図



セキ3000 (石炭車)

2 新型コロナに影響を受けた文化活動の再開支援

文化活動再開支援事業【16,000千円】

文化団体等が県総合文化センターのホール等を利用して活動再開できるよう支援します。
補助対象経費等：施設利用料、感染症対策用消耗品費や緊急事態宣言等で中止となった場合の公演等の準備に要した経費 補助上限額：40万円

3 今後の文化振興施策の推進

文化活動連携事業【16,728千円】

優れた文化活動を行う個人・団体を顕彰する「三重県文化賞」を開催するとともに、今後の文化振興施策を一層推進するため「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めます。

循環型社会の構築

環境生活部廃棄物対策局

- 1、2、3 廃棄物・リサイクル課 : 224-3310
- 3 廃棄物監視・指導課 : 224-2388
- 3 廃棄物適正処理プロジェクトチーム : 224-2483

持続可能な循環型社会の構築をめざし、市町、事業者、NPO等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、新たな知見や技術を積極的に活用することにより、廃棄物の「3R+R」の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。また、循環関連産業の振興に注力することで、社会的課題であるプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進します。

1 「3R+R」の促進（循環関連産業の振興等）

地域循環高度化促進事業【143,384千円】

- 産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に加え、新たに環境負荷低減等の設備導入等に対して、その経費の一部を補助します。
- 事業者、研究機関、行政等のさまざまな主体と連携し、調査研究を実施します。



(新) 循環関連産業振興事業【29,766千円】

- 脱炭素化等の取組を促すための経営者向けセミナーや担当者向け基礎研修を実施します。
- 産業廃棄物に係る手続き案内等の一部自動化を行います。
- 資源循環を促進するためのガイドラインを策定します。



2 社会的課題の解決に向けた施策の推進

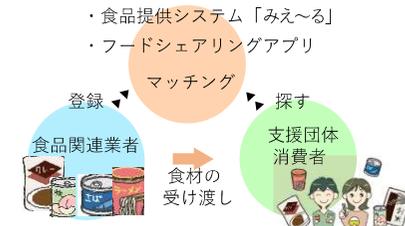
(一部新) プラスチック対策等推進事業【21,509千円】

- 事業者と連携し、混合プラスチックの材料リサイクルの実証事業を行います。
- 県民の皆さんや事業者が楽しみながらごみ拾いできるアプリの導入に取り組みます。



(一部新) 食品ロス削減推進事業【13,457千円】

- まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援するため、食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体を拡大します。
- 小売店舗等の食品ロス削減に向け、市町と連携し、フードシェアリングサービスの導入等を進めます。



3 廃棄物処理の安全・安心の確保

P C B 廃棄物適正管理推進事業【49,195千円】

- 事業者に対し、P C B 特別措置法等に基づき処分期間内に処理されるよう指導等を実施します。



(一部新) 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【77,152千円】

- 監視カメラやドローン等を活用した不法投棄対策に取り組みます。
- 新たに自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。
- 建設業者向けの研修会を実施等します。



環境修復事業【3,140,898千円】

- 生活環境保全上の支障等がある産業廃棄物不適正処理事案の行政代執行について、産廃特措法に基づく国の支援を得て、実施計画に基づき令和4年度末までに対策を完了させます。



2 令和4年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）

（単位：千円、％）

款	項	目	令和3年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	差引増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
総務費			【 4,528,424 】 4,524,769	【 4,828,040 】 4,736,418	【 299,616 】 211,649	【 6.6 】 4.7
	生活文化費		【 4,528,424 】 4,524,769	【 4,828,040 】 4,736,418	【 299,616 】 211,649	【 6.6 】 4.7
		生活対策費	【 1,371,558 】 1,371,558	【 1,385,175 】 1,372,708	【 13,617 】 1,150	【 1.0 】 0.1
		交通安全対策費	53,617	54,117	500	0.9
		文化振興費	96,543	86,935	▲ 9,608	▲ 10.0
		人権施策推進費	499,553	457,433	▲ 42,120	▲ 8.4
		国際化対応費	【 209,561 】 205,906	【 199,440 】 199,440	【 ▲ 10,121 】 ▲ 6,466	【 ▲ 4.8 】 ▲ 3.1
			消費生活事業費	77,407	74,748	▲ 2,659
		総合文化センター費	【 1,576,953 】 1,576,953	【 1,574,546 】 1,503,940	【 ▲ 2,407 】 ▲ 73,013	【 ▲ 0.2 】 ▲ 4.6
			博物館費	【 222,432 】 222,432	【 278,971 】 277,587	【 56,539 】 55,155
		美術館費	【 236,073 】 236,073	【 453,621 】 448,126	【 217,548 】 212,053	【 92.2 】 89.8
		斎宮歴史博物館費	【 184,727 】 184,727	【 263,054 】 261,384	【 78,327 】 76,657	【 42.4 】 41.5
		衛生費		8,151,777	7,312,387	▲ 839,390
環境保全費		8,151,777	7,312,387	▲ 839,390	▲ 10.3	
	環境総務費	1,674,813	1,671,714	▲ 3,099	▲ 0.2	
	廃棄物対策費	4,630,935	3,629,467	▲ 1,001,468	▲ 21.6	
	環境指導費	1,783,135	1,874,480	91,345	5.1	
	環境試験研究費	62,894	136,726	73,832	117.4	
教育費		【 8,214,560 】 8,192,524	【 8,461,779 】 8,461,779	【 247,219 】 269,255	【 3.0 】 3.3	
私学振興費		【 8,214,560 】 8,192,524	【 8,461,779 】 8,461,779	【 247,219 】 269,255	【 3.0 】 3.3	
	私学振興費	【 8,214,560 】 8,192,524	【 8,461,779 】 8,461,779	【 247,219 】 269,255	【 3.0 】 3.3	
環境生活部	合計	【 20,894,761 】 20,869,070	【 20,602,206 】 20,510,584	【 ▲ 292,555 】 ▲ 358,486	【 ▲ 1.4 】 ▲ 1.7	

※令和3年度当初予算額の上段【 】は、令和2年度2月補正（国補正予算分）含みベース
令和4年度当初予算額の上段【 】は、令和3年度2月補正（その2）含みベース

Ⅲ 主要施策

1 三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について

環境生活総務課

1 概要

「三重県環境基本計画」（以下「環境基本計画」）は、三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、2020年（令和2年）3月に、議会の議決を経て全面的な改定を行いました。計画では、目標年度を2030年度とし、SDGsの考え方も取り入れながら、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざすこととしています。

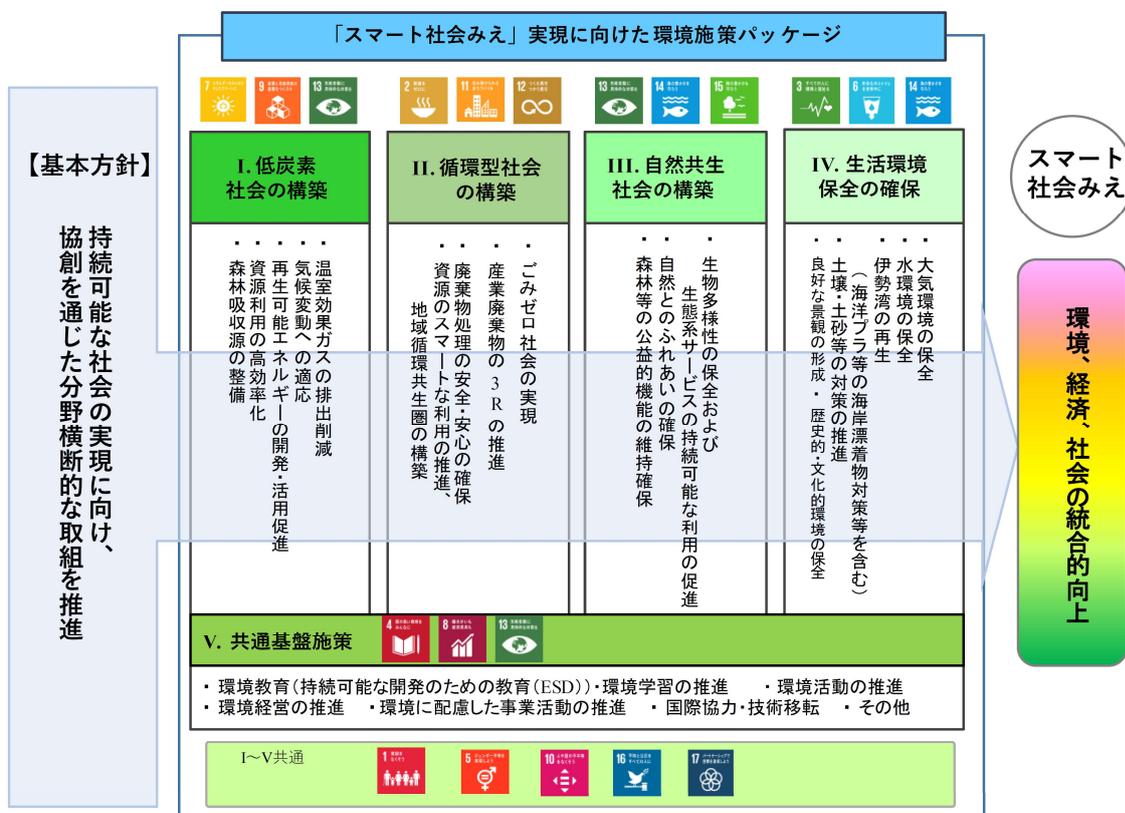


図1 環境基本計画に基づく施策体系等

参考： 主な個別計画

「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和3年3月策定、令和4年度改定予定）

「三重県循環型社会形成推進計画」（令和3年3月策定）

「第9次伊勢湾水質総量削減計画（仮称）」（令和4年度策定予定）

2 計画の推進

環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県、学識経験者、取組の主体となる県民や事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、さまざまな主体との協創を通じた分野横断的な取組について検討を進めています。また、三重県環境基本計画の施策ごとの主な取組の成果や課題等については、年次報告書（三重県サステナビリティレポート）として毎年とりまとめるうえ、三重県環境審議会および議会に報告するとともに、ホームページで公表しています。

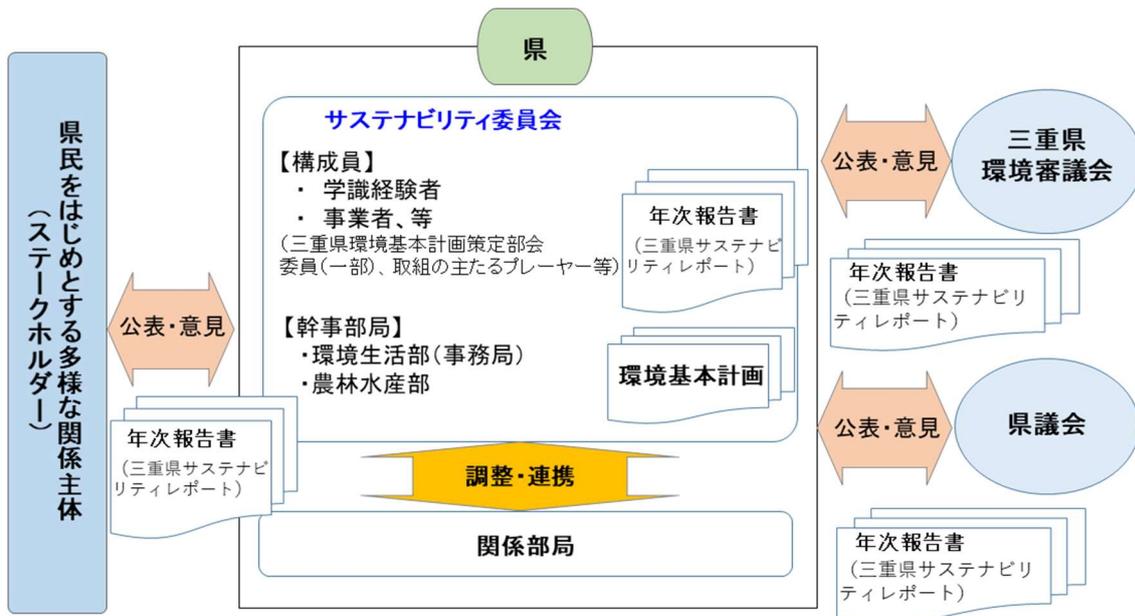


図2 推進体制および進行管理

2 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等・高等教育において、大変重要な役割を果たしていることから、県においては、私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るための各種助成等を行っています。

また、県立高校と私立高校の募集定員等については、公教育における双方の役割を十分勘案しながら策定する必要があるため、公立高校、私立高校の代表者や学識経験者等をメンバーとする「三重県公私立高等学校協議会」の場で、毎年、協議のうえ策定しています。

2 課題

中学校卒業者数は、令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、約1,000人減少することが見込まれ、私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっていることから、私立学校の特色化・魅力化の促進や保護者の負担軽減が求められています。

また、中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の皆さんの理解が得られるよう、募集定員を策定する必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 私立学校および保護者への支援

私立高等学校等振興補助金（経常的経費に係る補助）等により、引き続き私立学校の経営を助成していきます。なお、「若者の県内定着」につながるキャリア教育の取組については、特別配分を行うことにより支援していきます。

また、就学支援金（授業料）、奨学給付金（授業料以外）等により、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。なお、就学支援金については、対象となる世帯の年収上限額（約590万円以上）の引き上げを国に要望していきます。

(2) 県立高校と私立高校の募集定員等

私立高校は、生徒急増期に中学生の進路保障に大きな役割を果たした経緯があり、建学の精神に基づき、県立高校にはない個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開しています。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、中学校卒業者数の減少の中にあっても、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図っていきます。

＜参 考＞

表1 令和4年度私学関係当初予算（事業費ベース）（単位：千円、％）

細事業名	当初予算額※	前年度比
私立高等学校等振興補助金	5,055,312	102.6
私立特別支援学校振興補助金	222,214	103.5
私立専修学校振興補助金	61,473	113.0
私立外国人学校振興補助金	9,000	100.0
私立高等学校等就学支援金交付事業費	2,769,106	103.6
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	184,623	108.6
私立専門学校授業料等減免補助金	144,678	113.8
その他私学関連予算	15,373	101.4
合 計	8,461,779	103.3

※令和4年度当初予算は、交付税措置額の判明時期が遅れたため、前年度までの伸び率等を勘案した仮の単価で積算。

今後、令和4年度の12月補正予算において、表2の令和4年度単価により補正を行う予定。

表2 私立高等学校等振興補助金生徒一人当たり補助単価の比較（単位：円、％）

	学校数	令和3年度	令和4年度	前年度比
高校（全日制） （中等教育学校後期課程を含む）	14	348,879	353,960	101.5
高校（狭域通信制）	3	80,082	80,082	100.0
中学校（中等教育学校前期課程を含む）	10	337,153	342,149	101.5
小学校	2	335,589	340,566	101.5
特別支援学校	1	(高等部) 1,836,502	(高等部) 1,854,838	(高等部) 101.0
		(小中学部) 1,822,960	(小中学部) 1,841,180	(小中学部) 101.0

表3 県内中学校卒業生数の推移予測

	令和4年3月	令和9年3月	令和12年3月
県内中学校卒業生数（見込）	16,212人	15,220人	14,077人
令和4年3月からの減少者数	—	▲992人	▲2,135人

※令和3年5月1日教育政策課調べをもとに私学課で加工

3 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」（平成26年11月策定、対象期間：令和5年度まで）等に基づき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

「新たな日常」に対応しながら展覧会・公演や調査研究等を行い、「文化」が持つ人びとを引き付ける魅力や価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

また、三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む）、三重県総合博物館、三重県立美術館が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、集積の利点を生かした事業展開を図っています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、「新たな日常」に対応して、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(3) 県立文化・生涯学習施設の状況

県立文化・生涯学習施設は、施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）をふまえて、それぞれの施設が文化に触れる機会の提供や教育普及活動等に取り組んでいます。

① 三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

県文化会館では、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組んでおり、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、芸術性の高い公演を開催するほか、人材育成や他団体施設との連携による公演の企画等を行っています。

県生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、生涯学習関係団体の連携・交流の場づくり等に取り組んでいます。

② 三重県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

また、令和2年4月に「三重県公文書等管理条例」が施行され、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応しています。

③ 三重県立美術館

県立美術館では、障がいのある人を含め、多様な来館者をターゲットにした展覧会や国内外の美術作品を紹介する企画展など、誰もが利用しやすい美術館をめざして取り組んでいます。なお、本年度は開館40周年を記念し、本県にゆかりの深い画家を紹介する展覧会等を開催しています。

④ 齋宮歴史博物館

齋宮歴史博物館では、齋宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡齋宮跡の学術的な発掘調査を進めています。近年、飛鳥・奈良時代における「初期齋宮」について解明が進みつつあり、国内外の多くの方に、齋宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、積極的な情報発信等に取り組んでいます。

⑤ 三重県立図書館

県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

2 課題

- (1) 「新しいみえの文化振興方針」の策定時から7年が経過したことから、変化した社会環境や文化振興施策に関わる法改正などをふまえて、次期文化振興施策に係る方向性を検討する必要があります。
- (2) 少子高齢化の進展に伴い地域における文化の衰退が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動が停滞している状況にあるため、個人、地域のアイデンティティや心の豊かさを育む力といった文化の持つ魅力をさらに高めていく必要があります。
- (3) ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場や、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場を提供するなど、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。
- (4) 文化交流ゾーンを構成する各施設が、連携、協力し、全体としての魅力を高めることで、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成する必要があります。

3 今後の取組方向

- (1) 次期文化振興施策の取組方向について、文化団体など文化に関わるさまざまな主体の意見を聞きながら、基本理念や県等の責務・役割などの基本となる事項を定めた「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に取り組みます。
- (2) 「新たな日常」に対応しつつ、三重の多様で豊かな自然歴史文化等をテーマとした展示や多彩で魅力的な文化芸術公演等を開催します。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける文化芸術団体等の活動の再開を支援します。
- (3) 県生涯学習センター等がコーディネートや調査研究等の機能を充実しながら、高等教育機関や文化芸術分野の専門家等と連携し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供するとともに「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、学びの成果を発表・発信する場を創出します。
- (4) 指定管理者制度を活用し、文化交流ゾーンの構成施設の一体的かつ効率的な管理・運営を行うとともに、「県立文化施設ネットワーク会議」等を通じ、各施設が連携・協力して行う取組などを検討し、県民の皆さんに魅力的な「学び・体験・交流の場」を提供していきます。

4 脱炭素社会の実現について

地球温暖化対策課

1 現状

パリ協定をふまえ、温室効果ガスの排出を削減するため、国は2021年(令和3年)6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、2050年までに脱炭素社会の実現をめざすこととし、2030年度における温室効果ガスの排出削減目標として、2013年度(基準年度)比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを示した「地球温暖化対策計画」を閣議決定するなど、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。

こうした中、県においては、令和元年12月に宣言した「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の推進を図るため、さまざまな取組を進めています。

なお、三重県域からの温室効果ガス排出量(森林等による吸収量を含む)は、直近の確定値である2019年(令和元年)度で、基準年度比12.5%減となっており、二酸化炭素排出量の部門別構成比では、産業部門が約6割を占めています(図1)。

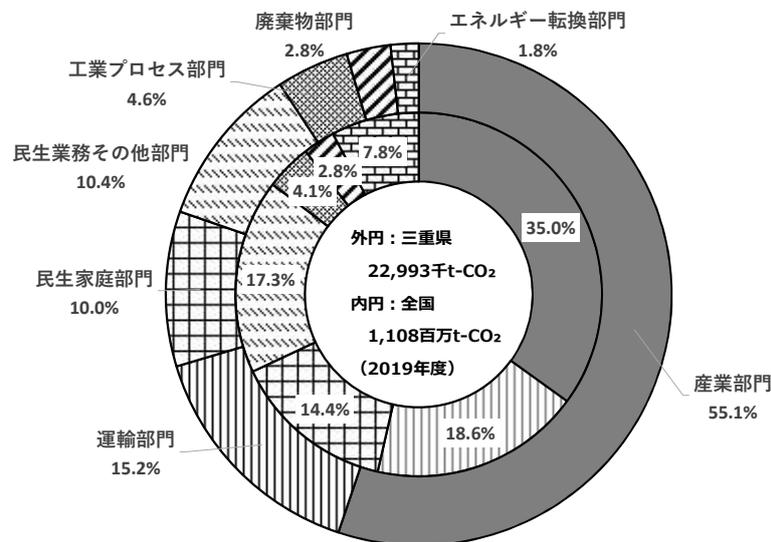


図1 三重県および国における二酸化炭素排出量の部門別構成比(2019年度)

2 課題

脱炭素社会の実現に向けては、社会情勢の変化に対応し、県民の皆さん、事業者、市町等さまざまな主体と連携し、県民運動として取組を加速させる必要があります。

また、気温上昇などによる気候変動影響は避けられない状況であり、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」に加え、被害を最小化あるいは回避する「適応」の取組を推進していく必要があります。

さらに、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入については、脱炭素社会の実現に資するものであるため利用を促進していくものの、大規模な開発を伴う事業については、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、適切な環境配慮が行われる必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 脱炭素社会の実現

① 脱炭素社会の実現に向けた取組

さまざまな主体が参画する「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」により、小売電気事業者と連携した三重県産再エネ電力の利用促進や、企業の中長期的な脱炭素経営取組の支援とともに、家電販売事業者と連携した省エネ家電利用促進および宅配事業者の再配達防止などのCOOL CHOICEを推進する取組を行います。

また、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」や県環境学習情報センター等を拠点として、県民の皆さんや事業者に対し、電動車、省エネ家電等の新たな技術の利活用を推進するため、セミナー等による普及啓発を行います。

さらに、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく「地球温暖化対策計画書」※の進捗状況や脱炭素への取組状況について実地調査等を行い、個々の事業所に応じた自主的な温室効果ガス削減の更なる取組を促します。

※「三重県地球温暖化対策推進条例」第8条に基づき、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置する事業者に対して県に提出を義務付けているもので、温室効果ガスの排出量の抑制に係る目標や取組を記載した計画書

庁内においては、「三重県脱炭素社会推進本部」を中心に、組織間で幅広く情報共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に計画を推進します。

② 気候変動影響への適応

地球温暖化による本県の気候変化やその影響について、「三重県気候変動適応センター」を拠点とし情報収集および分析を行うとともに、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるため、セミナー等を開催します。

③ 計画の改定

本県の緩和と適応を総合的に進める「三重県地球温暖化対策総合計画」については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や国の対策計画の改定をふまえ、計画を改定（令和5年3月予定）し、削減目標の見直しや新たな施策の追加等を行います。

(2) 再生可能エネルギーと環境配慮

太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入にあたって、環境に大きな影響を与える可能性のある大規模な開発事業については、「環境影響評価法」および「三重県環境影響評価条例」（以下「条例」）に基づく環境アセスメント制度を適切に運用することで、環境配慮の取組を促進します。

なお、風力発電所については、令和3年10月に「環境影響評価法」の規模要件が緩和され、一定規模未満の風力発電所が規制対象外となりました。このことから、一定規模未満の風力発電所の設置において適切な環境影響評価の実施が担保されるよう、条例の対象の見直しを行います。

5 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境

(1) 現状

大気環境の状況把握のため、県内 30 か所の測定局において、常時監視を行っています。令和 3 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質および PM2.5 については、全ての測定局で環境基準を達成する見込みです。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていません。

県北部では、「大気汚染防止法」の総量規制地域等と自動車 NO_x・PM 法の対策地域が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は 11 年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

令和 3 年度は光化学スモッグの予報発令を 1 回行いましたが、大気環境については、今後も注視していく必要があります。

自動車 NO_x・PM 対策については、令和 4 年 7 月頃に国から次期総量削減基本方針が示される予定であり、それをふまえた対応を検討する必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、予報発令等の迅速な情報提供に努めます。また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減指導を行います。

自動車 NO_x・PM 対策については、国の方針をふまえ、次期総量削減計画の策定を検討します。

2 水環境

(1) 現状

- ・河川における環境基準達成率（BOD）は、近年 90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率（COD）についても、同様に改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。令和 3 年度の環境基準達成率（速報値）は、河川（BOD）は 93.5%（58 水域/62 水域）、海域（COD）は 87.5%（7 水域/8 水域）でした。
- ・「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めており、令和 2 年度末の整備率は 87.6%となりました。本県では、生活排水処理施設のうち、合併処理浄化槽が 24.1%（令和 2 年度末）と、全国平均の 9.3%と比べて大幅に高く、生活排水対策において大きな役割を担っています。

- ・海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、取組を進めています。伊勢湾内に漂着するごみは、伊勢湾流域圏全体から発生していることから、東海三県一市で構成する「海岸漂着物対策検討会」において、関係機関が協力し、周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策を推進しています。また、国の補助金を活用し、発生抑制対策や海岸管理者等（県、市町等）が実施する回収・処理事業を促進しています。

（２）課題

- ・「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場再生による生物生息環境改善も含めた総合的な水環境改善の取組が必要です。
- ・生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均 92.1%（令和 2 年度末）と比べると依然として低い状況にあります。特に単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。
- ・海岸漂着物対策をより促進していくためには、行政だけでなく NPO や民間団体等のさまざまな主体が連携して、引き続き内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要です。

（３）今後の取組方向

- ・「きれいで豊かな海」の観点を取り入れつつ、令和 4 年 10 月を目途に第 9 次水質総量削減計画を策定します。また、科学的な見地からの各種調査・研究を進めるとともに、陸域からの汚濁負荷の適正な管理のほか、藻場・干潟および浅場の保全・再生など、関係部局と連携し総合的な水環境改善対策を進めていきます。
- ・関係部局や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、引き続き県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。
- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助金を活用して海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進していきます。また、伊勢湾流域圏の複数自治体による地域計画の策定を進めていきます。

3 水道事業における基盤強化

（１）現状

改正水道法において、県の責務として、水道基盤の強化に関する施策の策定等が規定されたことをふまえ、県では、全ての市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」（以下「協議会」）等を開催し、それぞれの地域に応じた基盤強化に向けた取組の具体的な検討を進めています。

（２）課題

市町水道事業者では、人口減少に伴う料金収入の減少および水道熟練者の職員不足により、今後増大する管路等の耐震化・老朽化対策の推進、資金の確保や人材の確保が課題となっており、水道基盤の強化が求められています。

(3) 今後の取組方向

水道の基盤強化を推進するため、協議会において効果的な取組について検討するとともに、市町に適切な助言を行います。令和4年度末までに、広域化の推進方針等を記載した「水道広域化推進プラン」を各市町の合意形成のうえ策定し、今後策定予定の水道基盤強化計画等に反映させていきます。また、県内の水道事業が持続していくために必要な財政措置のあり方について、引き続き国へ要望・提言を行います。

4 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の運用等

(1) 現状

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」)を令和2年4月1日に施行し、環境生活部、農林水産部および県土整備部の3部連携のもと、許可審査や監視等の対応を行っています。

(2) 課題

令和4年3月1日に閣議決定された「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」(以下「盛土規制法案」)等の内容をふまえ、土砂条例の改正などの対応が必要となります。

(3) 今後の取組方向

引き続き許可申請内容について厳正な審査を行っていくとともに、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう必要な監視・指導を行っていきます。

また、盛土規制法案の内容等をふまえた対応については、農林水産部および県土整備部と連携するとともに、土砂条例を制定している他府県とも情報共有を図りながら、検討を進めていきます。

表 県内の大気環境基準達成率

年度 項目	H29		H30		R1		R2		R3	
	環境基準 達成局数	全体の測定局 数	環境基準 達成局数	全体の測定局 数	環境基準 達成局数	全体の測定局 数	環境基準 達成局数	全体の測定局 数	環境基準 達成局数	全体の測定局 数
二酸化硫黄 (SO ₂)	17	17 ^{※1}	16	16 ^{※1}	17	17	17	17	15	15
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	28	28 ^{※1}	27	27 ^{※1}	28	28	28	28	25	25
達成率(%)	100		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	24	0	24	0	24	0	24	0	23
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	32	32 ^{※1}	32	32 ^{※1}	33	33	33	33	30	30
達成率(%)	100		100		100		100		100	
一酸化炭素	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	25	25 ^{※1}	25	25 ^{※1}	26	26	26	26	25	25
達成率(%)	100		100		100		100		100	

※1 測定局 33 局のうち 1 局休止（平成 29 年度～平成 30 年度）

※R3 年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：令和 2 年度の全国の状況

光化学オキシダントの測定局 1,186 局のうち環境基準達成局は 2 局（0.2%）、微小粒子状物質の測定局 1,081 局のうち環境基準達成局は 1,058 局（98.3%）

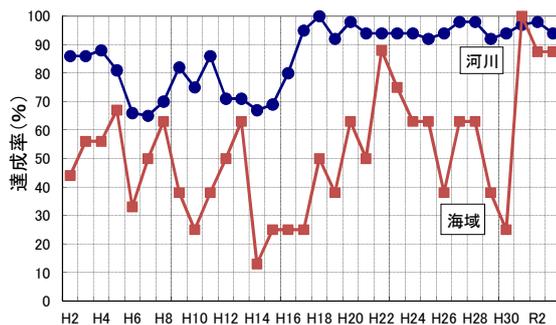


図1 環境基準達成状況の経年変化
(河川BOD、海域COD)

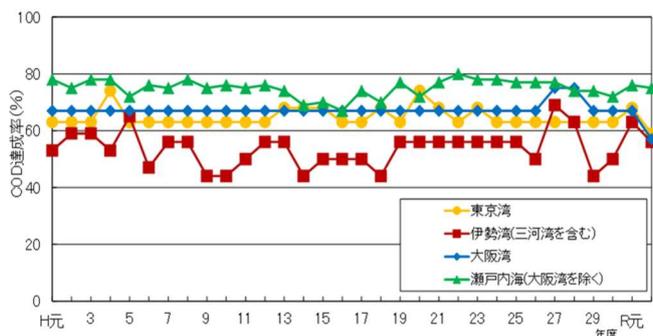


図2 COD環境基準達成率の推移
(伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

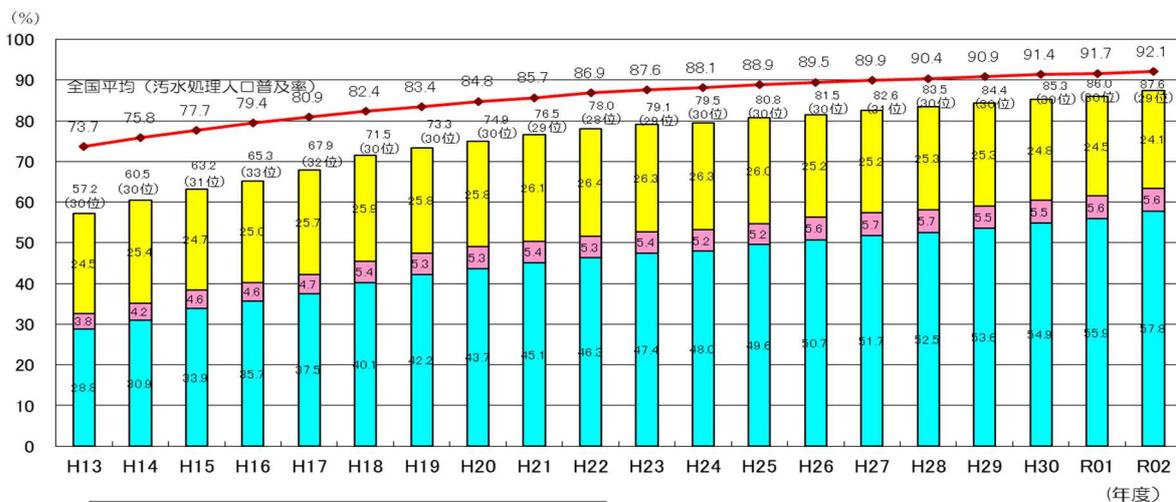


図3 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移

※全国集計結果は、H22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。
平成23年度は岩手県、福島県を除く。平成24～26年度は福島県を除く。
平成27年度～令和2年度は福島県の一部の市町村を除く。

6 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

これまで、「人権が尊重される三重をつくる条例」(平成9年制定)に基づき、「三重県人権施策基本方針」(以下「基本方針」)および「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(以下「行動プラン」)により、人権施策を総合的に推進してきました。

(2) 県人権センターの取組

県人権センターにおいては、施設内の展示等に加えて、メディアを通じた啓発やイベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。

また、人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組んでいます。

表 人権センターにおける相談件数の推移

年度	H29	H30	R元	R2	R3
件数	650	620	562	798	904

2 課題

(1) 人権啓発

県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。特に、インターネット、SNS上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷等の人権侵害への対応が懸案となっており、また、性的指向・性自認に関する人権等、新たに顕在化してきた人権課題もあります。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 新条例の施行

令和4年5月19日に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「新条例」)が制定されました。新条例をふまえ、県人権センターをはじめとした相談窓口の職員の資質向上を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図る体制を整備していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権センターにおいては、啓発ポスターや啓発物品の作成、テレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法を活用します。また、開催方法等についても工夫を行い、人権啓発の推進に取り組みます。

特に、新型コロナウイルス感染症に係る偏見差別の解消については、正しい知識の普及啓発とともに、情報リテラシーの向上に向けた取組を進めます。

さらに、インターネット上の差別についても、SNSを活用した効果的な人権啓発を実施するなど、ネット差別の発生防止を図ります。

(2) 新条例の施行に向けた対応

新条例の趣旨をふまえ、相談者に寄り添った相談体制および紛争解決体制の構築に努めるとともに、近年の社会情勢の変化を考慮したうえで、基本方針および行動プランの改定に取り組みます。また、基本方針、行動プランの見直しのための基礎データとするため、人権問題に関する県民意識調査を実施します。

7 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

(県の取組)

県では、男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次三重県男女共同参画基本計画」(令和3年3月策定)および「第一期実施計画」(令和3年3月策定)に基づき、県男女共同参画センターフレンテみえ(以下「フレンテみえ」)や、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」(会員数550団体 令和4年3月31日現在)等と連携し、女性活躍の推進に取り組んでいます。

(国の動向)

女性の活躍推進は、国の成長戦略に位置づけられ、令和4年4月からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)に基づく一般事業主行動計画の策定義務が、従来の常時雇用者数301人以上から、101人以上へと拡大されています。

(県内の女性管理職比率等)

一方で、県内事業所の女性管理職の割合は10%台(令和元年12.0%、令和2年16.7%、令和3年11.6%(調査時点は、令和元年は10月1日、以降は各年7月31日))で推移し、また、県・市町の審議会等における女性委員の割合は28.4%(令和3年4月1日現在(対前年比0.4ポイント増加))で、指導的地位にある女性の割合は、未だ十分とは言えない状況です。

(県民意識)

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた割合が23.3%と、前回調査(平成27年度)から比較すると8.5ポイント減少し、改善しているものの、固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。

(コロナ禍における状況)

国の男女共同参画白書(令和3年版)では、新型コロナの感染拡大は、女性の就業が多いサービス業等が強く影響を受けたなど、女性への影響が深刻であるとされ、フレンテみえにおける女性相談の件数(令和元年度2,105件、令和2年度2,616件、令和3年度2,516件)は増加し、高止まりしています。

2 課題

根強く残る固定的な役割分担意識の解消などの意識啓発に取り組むとともに、関係機関・企業と連携し、政策・方針決定過程への女性の社会参画や職業生活における女性活躍に向けた環境づくりを推進していく必要があります。また、コロナ禍で不安や困難を抱える女性に対応していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 男女共同参画に係る総合的な取組と意識啓発

「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に基づき、各部局と連携して、総合的に取組を実施します。(別紙)

また、市町会議の開催などを通じて、市町と連携し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、フレンテみえにおいて、イベント、講座等の取組を通じた男女共同参画意識の一層の普及啓発を行います。

(2) 職業生活における女性活躍

県内企業・団体に対して「女性の大活躍推進三重県会議」への加入促進を図るとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や取組改善の支援などを実施し、性別に関わらず活躍できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。

(3) コロナ禍で不安等を抱える女性への対応

女性のための心理相談の開設等、フレンテみえの相談体制の拡充を図るなど、コロナ禍で不安や困難を抱える女性に寄り添った取組を行います。

第3次三重県男女共同参画基本計画 体系図

特に関連するSDGsのゴール

目標	基本方向	基本施策	施策の方向	共通	
男女共同参画社会の実現	I 職業生活における 女性活躍の推進	I-I 雇用等における女性活躍の推進	1) 女性の参画拡大に向けた企業等への支援 2) 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現 ★3) 誰もが能力を發揮できる環境の整備 4) 女性の再就職支援	5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナリシップで目標を達成しよう 2 質の高い教育をみんなに 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に	
		I-II 自営業における女性活躍の推進	1) 農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進 2) 農林水産業における女性の能力發揮に向けた環境の整備 3) 起業家等に対する支援		
		I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進	1) 多様なニーズに対応した子育て支援 2) 男性の育児参画の推進 3) 介護を支援する環境の整備		
	II 男女共同参画を 推進するための 基盤の整備	II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	1) 県の審議会等委員への女性の参画 2) 県における女性職員等の登用 3) 市町等への働きかけ		
		II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	★1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ★2) 学校等における教育の推進 ★3) 生涯を通じた学習機会の充実		
	III 誰もが安心して暮らせる 環境の実現	III-I 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備	★1) 自立のための支援 ★2) 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備 ★3) 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進		
		III-II 家庭・地域における活動の推進と健康の支援	1) 家庭・地域・職場におけるバランスのとれた生活への支援 2) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 ★3) 性と生殖に関する健康支援の充実		
		III-III 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組	★1) 関係機関の連携による支援体制等の整備 ★2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進 ★3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進		
	計画の推進		★1) 県の推進体制の充実と率先実行 ★2) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等 ★3) 市町、高等教育機関、企業・団体等との協創 ★4) 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実		

8 ダイバーシティ・性の多様性を認め合う社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県では、ダイバーシティ社会*の実現をめざし、平成 29 年 12 月にダイバーシティ社会推進のための方針「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、県民の皆さんにダイバーシティの考え方の浸透を図るなどの取組を進めています。

※ダイバーシティ

ダイバーシティ (diversity) は日本語に訳すと多様性です。「ダイバーシティみえ推進方針」では、違った個性や能力を持つ一人ひとりが、よい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかつた相乗効果を社会に生み出すという意味でとらえています。

※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

<県の推進方針の概要>

一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることは、個人や社会にとってプラスであるという考え方 (ダイバーシティの考え方) や、一人ひとりの行動を促す6つの視点 (ダイバーシティの視点)、県の取組展開の方向性などを示しています。(別紙1)

<県庁内推進本部>

ダイバーシティ社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップに各部局長をメンバーとする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を平成 29 年4月に設置し、推進方針の策定とともに、部局間の連携を進めています。

また、多様性を認め合う社会づくりに向けて、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認について、社会の理解が広がり、県全体で取り組んでいけるよう、令和3年4月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」(以下「性の多様性条例」)を施行し、令和3年9月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

なお、性の多様性条例に基づく具体的な施策については、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に位置づけるとともに、県男女共同参画審議会に設置した性の多様性に関する専門部会で評価のうえ、毎年一回、実施状況を議会に報告します。(別紙2)

2 課題

誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進のためには、さまざまな分野で県民の皆さんの理解や共感が高まり、主体的な行動につなげていく必要があります。

また、LGBTをはじめ性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があることから、悩みを抱えている方々が安心して暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

3 今後の取組方向

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県の推進本部等の機能を活用しつつ、ダイバーシティの視点から庁内横断的に取組を展開するとともに、ダイバーシティをテーマとしたワークショップや講座を開催し、県民の皆さんが職場、地域活動等での行動につながるよう取り組んでいきます。

また、多様な性的指向や性自認については、性の多様性条例に基づき、啓発イベントの実施などによる一層の理解促進に取り組むとともに、電話・SNS相談の運用や「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充など、当事者等が安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

「ダイバーシティみえ推進方針 ^{きらり} ともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を 三重から起こす

多様性を尊重し受け入れる素地がある
という強みを生かし、チャレンジ!



実現を
めざす

1 めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり
違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」



2 ダイバーシティは プラスであるという考え方

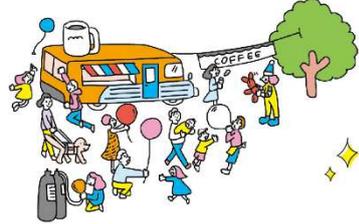
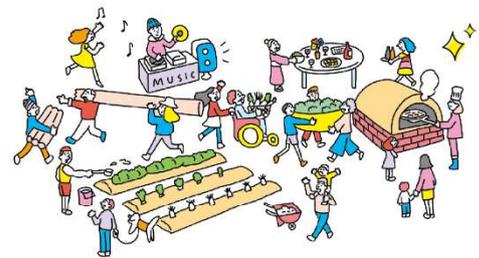
「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

- ① 違いを互いに受け入れる → 能力発揮
- ② 違うことに価値を見いだす → 価値観・世界観の広がり
- ③ 違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)

3 発想の転換や見直し (ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点1 違いを知ること、伝えること
- 視点2 交流を増やすこと
- 視点3 互いに支え合うこと
- 視点4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6 違った目線、考え方を力とすること



4 今後の取組展開 ~3つの推進の柱~

- ダイバーシティの考え方の浸透
~考え(意識)を変える~
- 交流・支え合いによる進化
~行動を変える~
- 参画・活躍に向けた変革
~仕組みを変える~

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（概要）

令和3年3月23日公布、同年4月1日施行

前文	性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記														
目的	条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的														
定義	性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 性自認・・・自己の性別についての認識														
基本理念	<p><施策のあり方> 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 ①人権尊重 ②社会参画の保障と個性・能力発揮 ③多様な生き方の選択</p> <p><社会の共通認識として明示> ①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない ②表明は本人の自由 ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露（アウティング）してはいけない</p>														
責務・役割	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1126 395 1171">県</td> <td data-bbox="403 1126 499 1171">市町</td> <td data-bbox="515 1126 1366 1171">県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1182 499 1227">教育に携わる者</td> <td data-bbox="515 1182 1366 1227">市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1238 499 1283">県民</td> <td data-bbox="515 1238 1366 1283">県民等は理解を深める（努力義務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1294 499 1339">事業者</td> <td data-bbox="515 1294 1366 1339">職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）</td> </tr> </table>	県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）	教育に携わる者		市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務）	県民		県民等は理解を深める（努力義務）	事業者		職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）		
県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）													
教育に携わる者		市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務）													
県民		県民等は理解を深める（努力義務）													
事業者		職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）													
基本的施策	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 1373 499 1417">基本計画</td> <td data-bbox="515 1373 1366 1417">三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1429 499 1473">広報・啓発</td> <td data-bbox="515 1429 1366 1473">県民への広報・啓発活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1485 499 1529">研修等の実施</td> <td data-bbox="515 1485 1366 1529">県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1541 499 1585">教育の推進</td> <td data-bbox="515 1541 1366 1585">学校教育 社会教育</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1597 499 1720">相談への対応等</td> <td data-bbox="515 1597 1366 1720">県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1731 499 1865">社会生活・社会参加における対応</td> <td data-bbox="515 1731 1366 1865">安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1877 499 1921">顕彰</td> <td data-bbox="515 1877 1366 1921">優良団体の顕彰</td> </tr> </table>	基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告	広報・啓発	県民への広報・啓発活動	研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）	教育の推進	学校教育 社会教育	相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）	社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）	顕彰	優良団体の顕彰
基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告														
広報・啓発	県民への広報・啓発活動														
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）														
教育の推進	学校教育 社会教育														
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）														
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）														
顕彰	優良団体の顕彰														
附則	社会情勢の変化等による見直し														

9 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県内の外国人住民数は、平成26年から6年連続で増加し、令和元年末には過去最高の55,208人となりましたが、令和2年からは減少に転じ、令和3年末の県内の外国人住民数は112カ国、53,042人となりました。県内総人口に占める外国人住民の割合は全国的にも高い水準にあり、新型コロナウイルス感染症が収束すると、国による外国人労働者の受入れ拡大により、再び増加に転じることが予想されます。

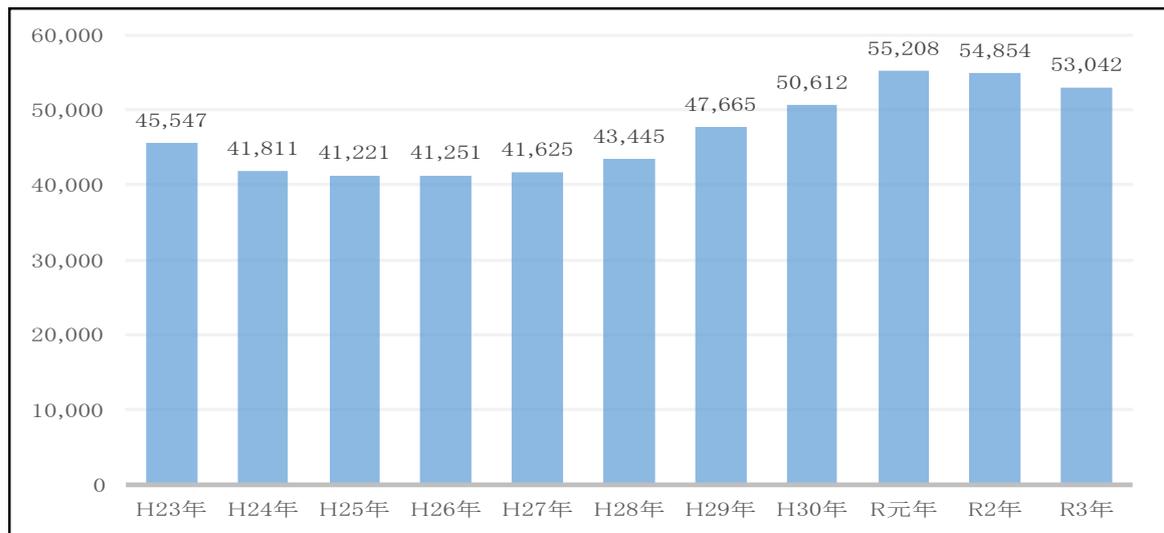


図 三重県内の外国人住民数の推移（ダイバーシティ社会推進課調べ）

表 令和3年末国籍・地域別外国人住民数（ダイバーシティ社会推進課調べ）

順位	国籍・地域	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	12,897人	24.3%	▲322人	▲2.44%
2	ベトナム	9,390人	17.7%	234人	2.56%
3	フィリピン	7,267人	13.7%	1人	0.01%
4	中国	6,306人	11.9%	▲1,084人	▲14.67%
5	韓国	3,973人	7.5%	▲155人	▲3.75%
	その他	13,209人	24.9%	▲486人	▲3.55%
	三重県計	53,042人	100.0%	▲1,812人	▲3.30%

県においては、令和2年3月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」（以下「指針」）に基づき、多様な文化的背景の住民が地域社会を一緒に築き、多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされるよう、多文化共生社会づくりを進めています。令和3年度に実施した「第11回みえ県民意識調査」では、多文化共生の地域社会になっていると実感すると回答した県民の割合は33.9%（速報値）で、多いとは言えない状況にあります。

また、令和3年3月には、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることをとおして、多文化共生社会の実現に寄与することをめざし、「三重県日本語教育推進計画～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～」(以下「推進計画」)を策定しました。この推進計画に基づき、日本語教育人材の充実、外国人住民のニーズに応じた日本語教育機会の創出、日本語教室等の各主体とのネットワーク構築など、県内の日本語教育の推進体制の整備に取り組んでいます。

2 課題

多文化共生を推進するためには、外国人住民と日本人住民が互いに認め合い、尊重しながら、共に地域社会を築いていくという意識の醸成が求められるとともに、市町や関係団体等と連携し、外国人住民が地域社会の一員として安全・安心に暮らしていけるよう、情報発信等を充実していく必要があります。

また、こうした課題の解決に向けては、外国人住民が日本語を習得し、円滑な意思疎通ができるよう、日本語教育の環境を整備していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 多文化共生に向けた知識や知恵の共有

指針に基づき、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加できるように、「三重県外国人住民会議」の開催などを通じて、外国人住民の意見を地域の取組に反映させていきます。

また、県内で活躍する外国人住民を紹介する映画の活用をはじめ、各種啓発活動や国際交流の機会を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。

(2) 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

コロナ禍をふまえ、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo/みえこ)」の相談体制を強化するとともに、感染拡大防止に向け、多文化共生に関わる市民団体と連携した啓発や多言語ホームページ(MieInfo)の情報内容の充実、保健所における多言語支援に取り組みます。

また、医療通訳者の計画的な育成、災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害防止のための啓発など、市町や関係団体、企業等と連携して外国人住民の安全で安心な暮らしに向けた支援を進めます。

(3) 地域日本語教育の推進体制づくり

推進計画に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターの指揮のもと、有識者で構成する総合調整会議で日本語教育施策について協議するとともに、日本語教室、国際交流協会、行政等の連携を促進・強化するためのプラットフォームを構築し、各主体間で課題や方向性を共有し継続的な協力関係を持つことで日本語教育の推進体制を強化します。また、モデル事業として、子育てに関するテーマを扱いながら、参加者同士が交流もできる、親子のためのオンライン日本語教室を実施します。

10 県民の社会参画の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が認証するNPO法人は令和3年度末で753法人あり、「保健・医療・福祉」「まちづくり」「子どもの健全育成」等の分野で活動されています。

県においては、「みえ県民交流センター」を拠点に、県民の皆さんの理解や参画を促進するための情報を発信するとともに、NPOや中間支援組織^{※1}の活動強化を図るためのセミナー等を開催し、県民の皆さんの社会参画、地域課題を解決する取組を支援しています。

また、災害時に市町に設置される市町災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画しており、感染症の拡大防止と被災者支援の両立を図る「受援ガイドライン^{※2}」をもとに、コロナ禍でも県内外からのボランティアやNPO等が支援活動できるよう、研修会の開催などに取り組んでいます。

※1 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体。

※2 発災時に設置される市町災害ボランティアセンターが、市町と連携し、ボランティアの受入方針を円滑に検討、作成するためのガイドライン。

2 課題

NPO活動（市民活動やボランティア活動等）が継続的に実施されるためには、県民の皆さんの理解や参画を促進するとともに、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう支援していく必要があります。

また、南海トラフ地震が懸念される中、発災時における早期復旧に向け、県内外からのボランティアやNPO等による支援が受けられる体制を整備していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

「みえ県民交流センター」を拠点に、情報発信やセミナー等を通じて、県民の皆さんによる公益活動に対する理解と多様な形での参画、それらさまざまな主体の連携を促進し、課題解決に取り組むNPOや中間支援組織の基盤・機能の強化に取り組めます。

加えて、企業における社会活動や働き方が多様化していることをふまえ、企業とNPOの互いのニーズを調査し、マッチングを行うなど、企業等との協働の推進にも取り組めます。

(2) 災害ボランティアに係る体制強化

大規模災害時に県内外からのボランティアやNPO等を円滑に受け入れ、効果的に活動できる受援体制を構築するため、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画するとともに、研修会の開催等を通じて、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して体制の強化・充実に取り組めます。

11 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、令和3年は62人で過去最少となったものの、未だに多くの尊い命が失われています。

また、飲酒運転による人身事故件数についても、令和3年は28件で過去最少となったものの、依然として発生しています。

表1 死傷者数等の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
人身事故件数	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	3,647	2,966	2,722
死傷者数	13,382	12,979	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	4,763	3,805	3,400
死者数	95	94	112	87	100	86	87	75	73	62
高齢者の死者数	48	49	57	52	52	37	57	42	39	40

表2 飲酒運転人身事故件数等の推移（条例施行：平成25年7月）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
人身事故件数	73	63	55	44	36	34	42	36	37	28
受診率(%)			45.2	43.7	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2	46.1

※受診率：飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する年度ごとの受診率。R3年度分は4月末現在の暫定値

2 課題

令和3年中の交通事故死者数に占める交通弱者（歩行中、自転車乗用者）の割合は5割となっており、年齢別の割合では、高齢者が6割以上となっていることから、こうした特徴をふまえた取組が必要です。

また、飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着に加え、医療機関の協力を得た取組が求められています。

3 今後の取組方向

交通事故の防止に向け、「三重県交通安全条例」（令和3年3月制定）や「第11次三重県交通安全計画」（令和3年7月策定）に基づき、関係機関・団体と連携・協力しながら、四季の交通安全運動等による交通安全意識および交通マナーの向上や、先進安全自動車の普及促進、運転免許証自主返納制度の周知などに取り組むとともに、県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していきます。

また、飲酒運転の根絶に向け「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」（平成25年6月制定）および「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」（令和3年8月策定）に基づき、関係機関と連携し、医療機関への受診の促進、飲酒運転とアルコール問題に関する相談等を推進していきます。

12 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

1 現状

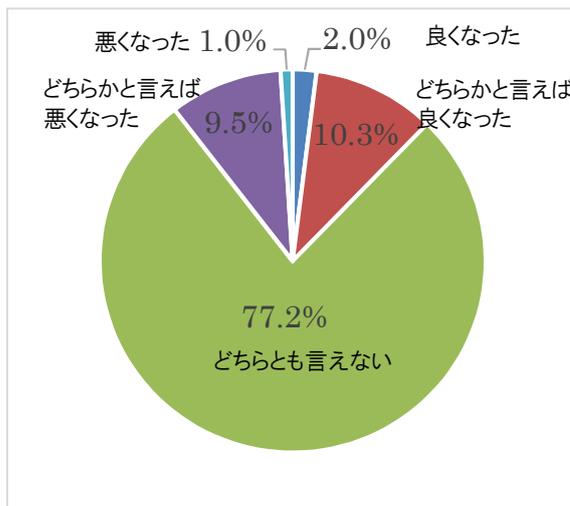
(1) 犯罪情勢等

平成14年に戦後最多（47,600件）を記録した県内の刑法犯認知件数は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行（平成16年10月）以降、県民意識の高まりや防犯設備の普及等により減少傾向を続けており、令和3年は平成以後最少（7,410件）となりました。また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年の23団体から令和3年は887団体へと大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動等が展開されています。

表1 刑法犯認知件数（H30年～R3年）

	H30年	R元年	R2年	R3年
認知件数	11,247	10,322	8,560	7,410

一方、令和3年11月に県のe-モニターを活用して実施したアンケート「あなたの住む地域では、3年前と比較して治安はどのようになったと思いますか」の問いに対して、「良くなった」「どちらかといえば良くなった」と回答した割合は12.3%に留まっており、県民の皆さんの不安感は依然解消されていません。



《アンケートの概要》

- ・実施期間：令和3年11月2日～22日
- ・対象者数：1,181人
- ・回答数：790人
- ・回答率：66%

(2) これまでの取組

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾（計画期間：令和2年度～5年度）」（別紙）の推進にあたっては「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」を開催し、取組の成果を検証するとともに、学識経験者、関係機関等から幅広くご意見をいただきながら計画的に進めています。令和3年度は、特に市町との連携強化に重点を置いた取組として、県から市町の防犯取組等の活性化に向けた具体的な提案を行うため、県内10ブロックで意見交換会を開催（25市町参加）し、市町ごとの現状や課題を把握しました。また、地域の防犯活動等をけん引する意思のある方々を対象に「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を開催し、新たに27名を養成するとともに、リーダーのいなかった2市町へリーダーを配置することができました。

2 課題

(1) 市町等との連携強化

安全で安心な三重のまちづくり推進に向けては、県と市町の役割分担に応じた取組が不可欠であるものの、市町の推進体制や取組状況の差異により、連携が十分にできていません。

また、県民の皆さんや市町と並ぶアクションの重要な担い手である事業者との協働の取組が十分に進んでいないことから、事業者の防犯活動に対する支援体制の構築や活動への協力を働きかけていく必要があります

(2) 県民等に対する普及・啓発

刑法犯認知件数は年々減少する傾向にあるものの、依然として子どもや女性、高齢者が対象となる犯罪が後を絶たず発生しています。県民の皆さんへの周知啓発により、防犯意識の向上を図るとともに、地域防犯力等の底上げや自主防犯活動の活性化を進めていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 市町等との連携強化

令和4年度は、全市町を訪問し、担当者と個別に意見交換を行い、地域の現状や課題を把握するとともに、市町ごとの推進体制や取組状況に応じた支援を行うことで連携強化を図ります。

また、事業者との連携では、防犯活動を始めるにあたっての準備や効果的な取組をとりまとめた「事業者向け自主防犯活動マニュアル」を作成するとともに、事業者団体など関係者との意見交換を通じ、今後の取組を検討します。

(2) 県民等に対する普及・啓発

地域の自主防犯活動を活性化させるため、引き続き市町と連携し「安全安心まちづくり地域リーダー養成講座」を実施します。

また、防犯ボランティア団体、事業者、市町、警察や教育等の関係者が一堂に集まる「安全安心まちづくりフォーラム」を開催するなど、県民の皆さんの防犯意識の向上や安全安心まちづくり活動の意識喚起を図ります。

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』の概要

～ アイデア を集め、アクション を広げよう ～

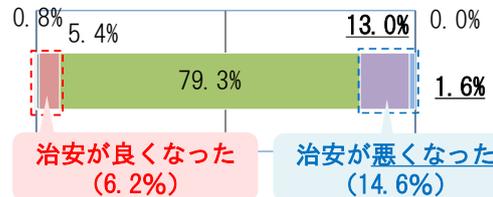
第2弾

策定の背景

○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は減少傾向にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が跡を絶たず、**県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。**

(3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多結果に・・・)



○令和元年に発生した大津市での園児の交通死亡事故

や川崎市での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、**県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。**

プログラムの特色

□ 『進化』したプログラム

…前プログラムでお会いした、県民・事業者の皆さんのアイデアにより**進化**したプログラムです。

□ 『伊勢志摩サミット』の“レガシー”を引き継ぎ発展

…「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運の高まりを、サミットの重要な“レガシー”として新時代「令和」へと引き継ぎ、『オール三重』の県民運動に発展させることをめざします。

□ 『県民』・『事業者』を重要な“アクション”の担い手として位置づけ

…**県民・事業者の皆さん**によるさまざまな**アイデア**や**アクション**（活動事例）をご紹介します。

…（重点テーマごとに）**県民・事業者の皆さん**に「期待するアクションの例」を掲載しています。



『県民』のアクション



『事業者』のアクション

□ 『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要

[計画期間：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間]

めざす姿

『県民力』でつくる **犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重**

県民・事業者等
多様な主体の**協創**

▼ 3つの「基本方針」

「意識」づくり

「地域」づくり

「環境」づくり

事業者

協創

県市町

県民

▼ 6つの「重点テーマ」

- 1 **地域の防犯力を高める** ● 地域の実情に応じた効果的な見守り、ネットワーク活性化等…
- 2 **子どもを犯罪から守る**
- 3 **女性を犯罪から守る** ● 盗難、空き巣、サイバー犯罪、テロ、薬物乱用等…
- 4 **高齢者を犯罪から守る**
- 5 **近年懸念される犯罪等**に対する安全・安心を確保する
- 6 **交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロ**をめざす

▼ 基本目標

- ・刑法犯認知件数の減（↓）
- ・交通事故死者数の減（↓）
- ・防犯・交通安全活動への参加者の増（↑）

▼ 進捗管理

- ・有識者等からなる**推進会議**等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・**県民大会**で県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんの**アイデア**によって、**アクション**の進化を図る「三重県オリジナルの計画」です

13 犯罪被害者等支援について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減や生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31年4月に施行された「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」）や令和元年12月に策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しており、市町においても、条例等の制定が進んでいます。

表1 条例に基づく犯罪被害者等見舞金の支給実績

	遺族見舞金 (60万円)	重傷病見舞金 (20万円)	精神療養見舞金 (5万円)	支給合計金額
令和元年度	1件	6件	2件	190万円
令和2年度	2件	4件	2件	210万円
令和3年度	2件	7件	2件	270万円

(2) 性犯罪・性暴力被害者等への支援

性犯罪・性暴力被害者の相談・支援については、平成27年にワンストップ支援窓口として設立した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下「よりこ」）において、被害者の心身の早期回復に向け、関係機関と連携しながら被害者に寄り添った適切な支援を行っています。

令和3年度の相談件数は、対前年度比+14件の637件、前年度623件とほぼ同水準で平成27年の開設以来、増加傾向で推移しています。相談方法では、電話による相談が330件（▲39件）で最多となっています。また、令和2年6月から始めたSNS相談は、対前年度比1.6倍となる154件（+59件）となっており、今後も増加が見込まれます。

表2 よりこ相談件数の推移（H27～R3）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
件数	262	328	331	390	328	623	637

表3 相談方法別件数の推移（R2～R3）

	令和2年度	令和3年度	対前年度比
電話相談	369	330	▲39
メール相談	78	71	▲7
SNS相談	95	154	+59
面接相談	77	73	▲4
法律相談	4	9	+5
合計	623	637	+14

相談件数増加の要因は、主に次の3点と考えられます。

- ①メディア等による情報発信の増加等もあり、性被害に対する社会的認知が広がり、被害者が声を上げやすくなったこと
- ②「よりこ」の広報強化により認知度が向上したこと
- ③令和2年6月からSNS相談を開始するなど相談がしやすくなったこと

2 課題

(1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、直接的・間接的にさまざまな被害を受けているため、各々の状況に応じた人的・物的・経済的等の必要な支援が適切に提供される必要があります。市町をはじめとする関係機関等が連携協力し、ノウハウを蓄積しながら、支援体制を構築する必要があります。

また、二次被害を防止し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成していくため、県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進する必要があります。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

性犯罪・性暴力被害に対する意識の変容や認識の広がり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響など社会環境の変化を受け、性犯罪・性暴力に関する相談・支援ニーズがさらに増加・多様化していること、相談者の若年齢化の傾向があることから、被害者が相談しやすく、被害者に寄り添った支援が速やかに提供できるよう体制を強化していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 犯罪被害者等への支援

市町や関係機関等の支援従事者を対象とした研修会の開催により、担当職員の対応力の向上を図るとともに、市町における「犯罪被害者等支援施策集」（犯罪被害者等が抱える問題の解決に有効な事業を取りまとめた冊子）の作成を支援し、市町におけるワンストップ支援体制構築を促進します。

あわせて、市町職員と管轄警察署担当者等の参加による意見交換会をブロック単位で開催することにより、市町と管轄警察署等との相互連携の強化を図ります。

また、広く県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間（11月25日～12月1日）」を中心にイベントや街頭啓発等を実施するほか、啓発用動画を作成し市町とも連携しながら広範囲での啓発に取り組みます。

(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、誰にも相談できないでいる被害者等が適切な相談・支援を受けることができるよう、SNS相談窓口の運用や国の夜間休日コールセンターと連携した24時間365日の相談受付を継続するほか、対応職員のさらなる増強策として相談員1名増員の継続や会計年度任用職員の新規配置、また連携協力病院の拡充など相談支援体制の強化に取り組みます。

また、孤独・孤立な立場にある子どもの性被害に支援するため、「学校における性被害」に関する課題把握等を行い、支援マニュアルを作成・運用することで、学校と関係機関が連携しながら性被害にあった子どもを支援する体制を整備します。

14 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、近年のデジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、「民法」の成年年齢の引下げ等に関連して、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されています。

県消費生活センターにおいては、「三重県消費者施策基本指針」(令和2年3月改定)に基づき、市町等のさまざまな主体と連携しながら、県内における消費者行政を計画的に推進しており、消費生活相談や消費者教育・消費者啓発、事業者指導に取り組むとともに、市町における消費生活相談体制の整備を支援しています。

なお、県消費生活センターにおける相談件数については減少傾向にありますが、令和3年度における60歳以上の方からの相談割合は39.5%で、今後も高い割合で推移することが見込まれ、また、コロナ禍の影響もあり通信販売に関する相談が多数寄せられています。

表1 市町の相談体制の状況

項目	内容
消費生活相談窓口の設置	全29市町
消費生活センターの設置	8市3町 津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市・亀山市 ^{※1} 、伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町 ^{※2} ※1 鈴鹿市・亀山市は鈴鹿亀山地区広域連合で1センターを設置 ※2 伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町で1センターを設置
消費生活相談員の配置	12市5町 消費生活センターを設置する8市3町および桑名市、名張市、いなべ市、伊賀市、東員町、明和町

表2 三重県消費生活センターにおける相談件数

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
受付件数	3,056	2,586	2,294	2,317	2,114
対前年増減	569	▲470	▲292	23	▲203
増減率	22.9%	▲15.4%	▲11.3%	1.0%	▲8.8%
うち問い合わせ等を除く件数	2,917	2,487	2,180	2,213	2,024
60歳以上の相談	1,091	1,004	863	799	800
全体に占める割合	37.4%	40.4%	39.6%	36.1%	39.5%
通信販売の相談	985	789	744	913	799
全体に占める割合	33.8%	31.7%	34.1%	41.3%	39.5%

注：60歳以上の相談件数および割合は、問い合わせ等を除いた件数に係る数値

注：通信販売の相談件数及び割合は、問い合わせ等を除いた件数に係る数値

2 課題

県消費生活センターは、県内消費行政の中核センターとしての役割が期待されており、複雑化・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約や市町における相談体制の整備・充実に向けた取組が求められています。

また、コロナ禍や成年年齢引下げ等の社会環境をふまえた消費者教育・消費者啓発の充実とともに、事業者に対する指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの相談員に研修の機会を提供するとともに、市町相談員等を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。

また、広域連携も含めた市町における消費生活センターの設置促進を図るほか、国交付金を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう、市町に働きかけます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

市町や消費者団体、事業者団体等のさまざまな主体と連携しながら、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進するとともに、相談割合が増加している通信販売や新たな消費者トラブル等についても、SNS等も含めた多様な情報媒体を活用して適時適切な情報提供を行います。

特に、若年者の消費者教育については、成年年齢の引下げをふまえ、学校等の教育機関との連携を強化し、若年者の参画を得ながら消費者教育・消費者啓発を継続的に実施するとともに、若年者を見守る保護者等への注意喚起を行います。また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けては、地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」を引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

さらに、「新たな日常」に対応した消費行動を推奨するとともに、セミナーの開催やSNSの活用、高等学校等との連携によりエシカル消費の普及啓発に取り組みます。

(3) 事業者指導の取組

「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者指導を行うとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

なお、事業者指導においては、国や東海4県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」、「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて、連携して効果的な指導に努めるとともに、法改正の動向等も注視しながら取り組めます。

15 循環型社会の構築について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

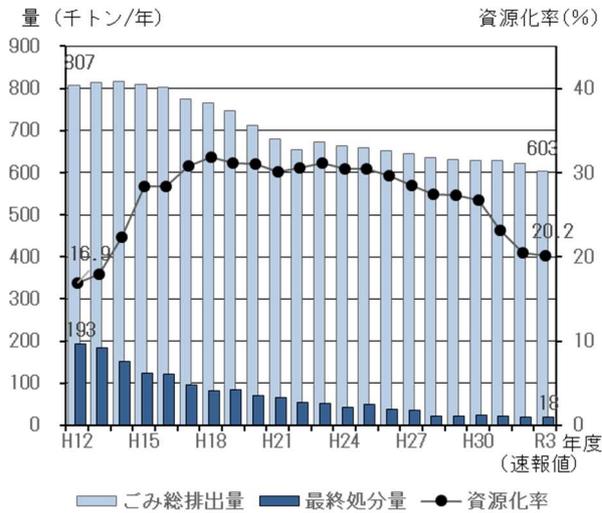


図1 一般廃棄物排出量等の推移

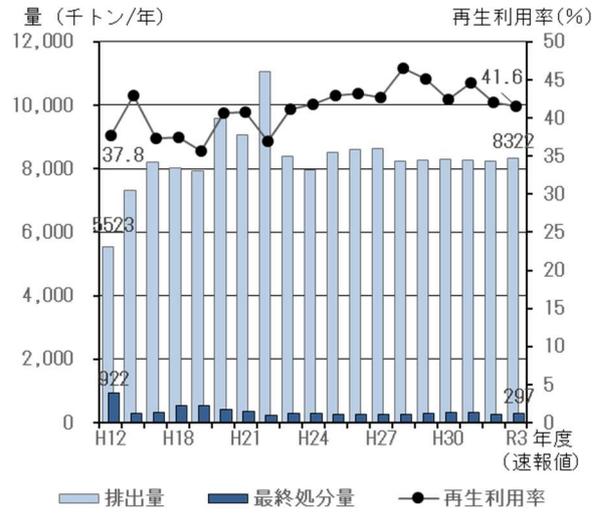


図2 産業廃棄物排出量等の推移

近年、世界的な人口の増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、限りある資源の有効活用が求められています。また、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭素化の動きが加速しています。

こうした状況をふまえ、県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

2 課題

持続可能な循環型社会を構築するために、これまでの3Rに Renewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」の取組を進め、資源の有効利用を一層進める必要があります。また、地球温暖化の加速などの環境変化をふまえたプラスチックごみ対策や食品ロスの削減といった社会的課題の解決に取り組む必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄が依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高いことから、排出事業者への働きかけを強化するとともに、廃棄物処理の安全・安心の確保を担保するため、引き続き、不法投棄等の未然防止、不適正処理事案の早期是正に取り組む必要があります。

3 三重県循環型社会形成推進計画

「三重県循環型社会形成推進計画」において、5つの取組方向を定めており、計画の進捗状況については「三重県循環型社会形成推進会議」（構成：学識者、市町、事業者等）において点検評価を行い、計画内容を推進していきます。（別紙1）

（1）パートナーシップで取り組む「3R+R」

市町や関係機関等と連携し、市町のごみ分別アプリを活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に関する普及啓発を実施します。

また、事業者に対しては、「資源のスマートな利用^{*}」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者による自主的な取組を促進します。

^{*}「資源のスマートな利用」とは、製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクルの各段階で、環境負荷低減を図りつつ、資源循環を推進する取組のことです。

（2）循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処分業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に加え、環境負荷低減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行います。

また、新たに循環関連産業の人材育成やDXを推進するとともに、資源循環を促進するためのガイドライン策定に取り組めます。

（3）廃棄物処理の安全・安心の確保

排出事業者責任の徹底を図るため優良認定処理業者への委託を促進します。

また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう指導等を行います。

さらに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き、人材育成や関係機関との連携強化に取り組めます。

産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、新たに自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。

行政代執行を継続している四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案の3事案については、令和4年度末までに終了するよう工事を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。

（4）廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

プラスチック資源循環の一層の促進に向け、混合プラスチックのマテリアルリサイクルの実証事業を行うとともに、海洋プラスチックごみ対策として、県民の皆さんや事業者が楽しみながらごみ拾いできるアプリの導入に取り組めます。

また、食品ロスの削減については、令和3年7月から運用を開始した三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、市町と連携し、新たにフードシェアリングサービスの導入等を進めます。

(5) 人材育成とICTの活用

循環関連産業の担い手である事業者等を対象に、資源の循環的な利用を促進するため、ICTやDXに関するセミナー等を開催します。

4 産業廃棄物税制度

産業廃棄物税制度については、平成14年4月の「三重県産業廃棄物税条例」施行後、5年ごとに制度や用途事業のあり方等について検証を行っており、令和3年度に実施した検証結果（別紙2）をふまえ、令和4年6月に改正条例（案）を提出する予定です。

【主な改正内容（案）】

- ・課税免除の対象となる再生施設の追加
- ・減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数の見直し
- ・地球温暖化対策にも資する資源循環を促進するための用途の拡大

5 RDF焼却・発電事業

RDF焼却・発電事業の総括については、RDF関係市町等から事業に対する意見の聴き取りを行うとともに、関係部局と連携して環境政策の視点を含めた事業全体の検証を進め、令和4年3月に中間報告書を取りまとめました。RDF焼却・発電施設の撤去が完了する令和5年3月に撤去に要した費用等を実績値に修正したうえで、最終報告書を取りまとめます。

関係市町等の新たなごみ処理体制の移行に向けては、新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術支援を行ってきています。（表1）

また、平成30年に創設した県単独の補助制度により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めています。

表1 RDF関係団体：新たなごみ処理体制に向けた対応

桑名広域清掃事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市、木曾岬町、東員町の3市町の枠組みで新ごみ処理施設を整備し、令和元年9月から処理。 ・RDF化施設については撤去する予定。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ中継施設を整備（平成31年2月～令和元年8月）し、令和元年8月から民間処理。
香肌奥伊勢資源化広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・多気町、大台町、大紀町の3町の枠組みでごみ中継施設を整備（平成31年1月～令和元年9月）し、令和元年8月から民間処理。
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月からRDFを民間処理。 ・今後は、東紀州環境施設組合（構成市町：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）が整備予定の新ごみ処理施設での処理に移行。 ・RDF化施設については撤去する予定。
南牟婁清掃施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月からRDFを民間処理。 ・令和2年度にごみ中継施設を整備し、令和3年4月から民間処理。 ・今後は、東紀州環境施設組合が整備予定の新ごみ処理施設での処理に移行。

三重県循環型社会形成推進計画の進捗状況について

【取組方向 1 : パートナーシップで取り組む「3R+R」】

施策	目標	現状値 (計画策定時)	令和3年度	目標値 (令和7年度)
施策 1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進	「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計)	—	1,001 件	1,500 件
施策 1-2 市町との連携の推進	市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数(累計)	—	13 件	400 件

【取組方向 2 : 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進】

施策	目標	現状値 (計画策定時)	令和3年度	目標値 (令和7年度)
施策 2-1 循環関連産業の育成及び支援	高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数(累計)	—	3 件	15 件
	ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	—	70.9 %	80 %
施策 2-2 資源の循環的利用の促進	認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数(累計)	—	2 件	10 件

【取組方向 3 : 廃棄物処理の安全・安心の確保】

施策	目標	現状値 (計画策定時)	令和3年度	目標値 (令和7年度)
施策 3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保	産業廃棄物処理業者の優良認定業者委託率	24.5 % (H30 年度)	24.5 % (R2 年度)	50 % (R6 年度)
施策 3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正	建設系廃棄物の不法投棄件数	11~13 件	12 件	10 件以下
	人材育成のための講習会等への参加人数(累計)	—	891 人	5,000 人
施策 3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進	不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65 % (R1 年度)	80 %	100 %
施策 3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進	県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数(累計)	—	21 人	78 人

【取組方向 4：廃棄物政策を通じた社会的課題の解決】

施策	目標	現状値 (計画策定時)	令和3年度	目標値 (令和7年度)
施策 4-1 プラスチック対策の 推進	廃プラスチック類の再生利用率	61.6 % (H30 年度)	61.3 % (R2 年度)	70 % (R6 年度)
	プラスチックの資源循環の高度化 等に係る仕組みの構築に向けた取 組の件数 (累計)	—	2 件	10 件
施策 4-2 食品ロス等対策の 推進	食品ロス削減率	家庭系：49,219 t 事業系：41,357 t (R2 年度)	—	家庭系 10 %減 事業系 10 %減 (R6 年度)
	食品ロス削減モデル取組数(累計)	—	2 件	5 件

【取組方向 5：人材育成と ICT の活用】

施策	目標	現状値 (計画策定時)	令和3年度	目標値 (令和7年度)
施策 5-1 循環型社会の構築に 向けた人材の育成	資源循環分野において I C T を活 用できる人材の数 (累計)	—	28 人	140 人
施策 5-1 スマートなシステム の体制整備と情報発信				

【三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（最終案）における見直しの概要】

1 税制度の見直しの方向性

(1) 見直しの方向性

発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するため、課税免除の対象となる再生施設を追加するとともに、減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数を見直します。また、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からのエネルギー回収を促進するとともに、資源循環の質の向上や地球温暖化対策をはじめとするさまざまな社会的課題の解決にも資する資源循環に向けた使途の充実および拡大を図ります。

(2) 見直し内容

ア 再生の推進

再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況をふまえ、申請が不要な再生施設について、法令によりリサイクルの義務化や再生品の利活用の促進等が求められているものを以下のとおり追加します（条例第8条）。

申請が不要な再生施設

現行	検証結果（最終案）
施設の区分	施設の区分
一 がれき類の破碎施設	一 がれき類の破碎施設
	二 <u>木くずの破碎施設</u>
	三 <u>発酵施設（メタン発酵施設を除く）</u>

イ 減量の推進

減量化が一層進むよう、着実な処理実績があり、減量化が見込まれる処理施設について、以下のとおり新たな施設区分と処理係数を追加します（条例第7条）。

中間処理施設の処理係数

現行		検証結果（最終案）	
施設の区分	処理係数	施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	0.10	一 焼却施設又は脱水施設	0.10
二 乾燥施設又は中和施設	0.30	二 乾燥施設又は中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20	三 油水分離施設又は <u>メタン発酵施設</u>	0.20
四 前三項に掲げる以外の中間処理施設	1.00	四 <u>炭化施設</u>	<u>0.40</u>
		五 前四項に掲げる以外の中間処理施設	1.00

ウ 再生可能エネルギーの回収

地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの回収を促進するため、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からメタンガスを回収する施設を、再生施設と同等に課税免除の対象施設とします（条例第8条）。

再生可能エネルギー回収施設

現行		→	検証結果（最終案）	
施設の区分	回収能力		施設の区分	回収能力
—	—		二 メタン発酵施設	107Nm ³ /トン

エ 用途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、引き続き、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に取り組むとともに、さまざまな社会的課題の解決にも資する取組にも幅広く取り組んでいきます。

また、資源循環に係る社会情勢の変化と技術の進展に対応し、環境負荷の低減や循環関連産業が地域と共生し事業が継続できるような支援など、用途の充実を行います。

地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、熱や電気等のエネルギー回収にも用途の範囲を拡大します。

2 課税方法

課税方法（課税標準、税率、免税点、徴収方法）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から 20 年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続します。

16 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

県では、産業廃棄物に係る違反行為に対する監視・指導を強化しており、令和3年度の監視件数は3,668件で、これらに係る行政指導の件数が1,988件、文書発出数が175件、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく行政処分である改善命令が2件、事業許可取消が2事業者2件、事業停止命令が12事業者13件、施設使用停止命令が1事業者1件でした。（表1）

産業廃棄物の不法投棄については、依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、発生量で約97%を占めています。また、最近5年間における10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄事案は、年間8件から13件で推移しています。（表2）

なお、不法投棄等不適正処理事案については、早期に廃棄物が撤去等されるよう強力に指導を行っています。

表1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。）（単位：件）

区分	年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	延べ監視件数	3,990	3,788	3,455	3,780	3,668
行政指導・処分	指導件数	2,021	1,718	2,274	2,239	1,988
	文書発出数	303	152	175	273	175
	改善命令	0	1	0	0	2
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	14	11	6	17	13
	業許可取消	3	4	6	4	2
	施設使用停止命令	12	3	5	4	1
	施設許可取消	0	0	2	0	0
	告発	0	0	1	0	1

表2 新たに確認された不法投棄事案の推移（単位：件、（数量トン））

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
確認事案数	48 (468)	41 (438)	58 (831)	40 (792)	34 (988)	221 (3,517)
うち建設系 廃棄物等	39 (422)	30 (425)	39 (814)	28 (780)	24 (971)	160 (3,412)
未撤去数(R4.3末)	8 (26)	16 (79)	31 (383)	18 (293)	24 (528)	97 (1,309)
投棄量10t以上事案数	13	12	13	8	12	58

※数量トンについては、確認できたもののみ集計

※建設系廃棄物の割合：72%（160件/221件）、97%（3,412トン/3,517トン）

※10t以上事案には、全容確認中であっても明らかに10tを超えるものを含む。

2 取組状況

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

悪質な事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置し、現在は「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に係る指導を担当する職員を含め22名体制（警察からの出向者4名、警察官OB7名を含む）で監視・指導を行っており、法令に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れながら厳格な指導を行っています。

また、通常の監視活動に加え、発見が困難な事案に対応するために防災ヘリ等を活用した広域的な監視（スカイパトロール）を実施するとともに、技術の進歩が著しい監視カメラやドローン等の最新機器を活用して投棄行為者の特定や不法投棄現場等の実態把握を行っています。

さらに、休日や早朝にも絶え間なく監視活動を行うためパトロール業務を民間警備会社へ委託することに加え、県民の皆さんからの通報体制の充実や市町職員への「産業廃棄物にかかる立入検査証」の交付、民間業者との通報協定の締結、近隣縣市との合同路上監視等、さまざまな主体と連携して不法投棄の早期発見等につながる取組を行っているところです。

(2) 建設系廃棄物対策

不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占めている現状をふまえ対策の強化を実施してきました。令和2年3月には、受注者（元請業者）の排出事業者責任をより一層徹底させるよう、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「産廃条例」）を改正し、同年10月に施行しました。

また、令和2年度からは、県内の解体工事場所の集中的なパトロールを実施するとともに、受注者（元請業者）を対象とする研修会を開催することにより、廃棄物処理法や建設業法等関係法令の講習を実施しています。令和3年度の講習会には約900名の参加がありました。

さらに、令和3年度には新たな取組として、「建設業法」等を所管する県土整備部3課（建設業課、建築開発課、技術管理課）、「大気汚染防止法」を所管する環境生活部大気・水環境課、「労働安全衛生法」を所管する三重労働局に加え、関係業界団体も構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を設置し解体工事における課題等を共有するとともに、国（環境省）に対して建設系廃棄物の対策に係る要望を行いました。

3 課題

(1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

不法投棄等不適正処理事案の県内発生状況をふまえ、引き続き、厳正な監視・指導を行い、悪質な事案に対しては、警察等関係機関と連携して対応していく必要があります。

また、不適正処理事案を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が不可欠であるため、ICTをはじめとした新しい技術の活用や関係機関等と連携した取組を進めていく必要があります。

（２）建設系廃棄物対策

解体工事に伴って生じる建設系廃棄物の不法投棄が多い要因の一つとして、解体工事が重層的な構造によって行われる場合に排出事業者責任が曖昧になることがあります。このため、不適正な一括した下請負を排除するための新たな仕組みを構築するなど、実効性のある対策を講じる必要があります。

また、県内の不適正処理事案には、過去に廃棄物処理法違反で廃棄物処理業の許可の取消等を受けた事業者が解体工事に関与している事例があり、こうした不適格な事業者に解体工事が発注されることを回避するための対策が課題となっています。

今後は、排出事業者責任の徹底を図る「上流対策」、不適正処理の行為者に厳格に対応する「下流対策」をあわせて進めていく必要があります。

4 取組方針

（１）悪質な事案への対応と関係機関等との連携

引き続き、計画的な監視・指導を行うとともに、抑止効果・情報収集能力の高い監視カメラ、広範囲・全体像の把握が容易なドローン等の資機材を積極的に活用することにより、より一層の未然防止、早期発見・早期是正を図ります。

特に悪質な事案に対しては、警察や関係機関と連携しながら対応するなど、事態の早期是正や悪化防止を図るとともに、違反行為を把握した場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処していきます。

また、県民の皆さんや、市町、情報提供協定を締結している事業者等のさまざまな主体と連携し、不法投棄等不適正処理をさせない気運を高めるとともに、各主体の自発的な取組を促進します。

さらに、令和４年度は、自動運用型ドローンを活用した監視手法を検証するための実証事業や、スマートフォンを活用した新たな不法投棄等通報システム（スマホ１１０番）の運用を一般県民向けに公開するなど、ICTを活用した取組を進めます。

（２）建設系廃棄物対策

令和４年度も引き続き「上流対策」および「下流対策」に取り組めます。

「上流対策」として、「解体工事に係る連絡調整会議」などによる建設業関係機関・団体との連携を強化し、研修会や会議等を開催するなど排出事業者（元請業者）責任の意識向上を図る取組を進めるとともに、産廃条例の的確な運用による厳正な指導を行います。

「下流対策」として、不法投棄等不適正処理行為者の警察等関係機関への積極的な情報提供や行政処分を含めた厳正な対応を進めます。

また、建設系廃棄物は県域を越えて移動することもあり、本県では、特に関西方面から建設系廃棄物が運び込まれ不法投棄される事案が散見されるため、令和４年度からは、近畿地方環境事務所が主催する「近畿地方不法投棄対策連絡会」にオブザーバーとして参加する予定です。

さらに、令和４年度も建設系廃棄物の対策に係る国（環境省、国土交通省）への要望を行います。

17 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により、生活環境保全上の支障等が生じた場合「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）の規定により、原因者に対し、必要な限度において是正措置を命じ、その措置が講じられない場合、行政代執行により支障等を除去することができます。

本県においては、産業廃棄物が不法投棄された「桑名市五反田事案」について、平成 13 年に行政代執行に着手しました。その後、過去に不適正処理が行われた事案について「安全性確認調査」を実施し、調査の結果などもふまえ、生活環境保全上の支障等が認められた次の事案について行政代執行に着手しました。

- ・四日市市内山事案（平成 19 年）
- ・四日市市大矢知・平津事案（平成 24 年）
- ・桑名市源十郎新田事案（平成 25 年）

これらの 4 事案については、学識経験者の意見もふまえつつ、国の財政的支援を受け、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去に取り組んでおり、このうち、四日市市内山事案については、令和 2 年 3 月 31 日をもって対策工事等が完了し、行政代執行を終了しました。

今後は、残る 3 事案について令和 4 年度末までに終了するよう、引き続き計画的に事業を進めていきます。

2 行政代執行に係る国の支援制度

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」）に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援が得られます。

同法は、平成 15 年 6 月に平成 24 年度までの 10 年間の時限立法として施行され、平成 24 年 8 月の改正により 10 年間延長され、その期限は令和 4 年度末までとなっています。

産廃特措法の支援概要

平成 10 年 6 月 16 日以前に発生した不法投棄等による生活環境保全上の支障等を除去するため、都道府県等が行う対策工事について、国が支援措置を講じます。

（事業費の 9 割を起債対象とし、うち 5 割が特別交付税措置されます。）

事業費		
起債充当額 (90%)		
一般財源 10%	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%
← 都道府県 55% →		← 国 45% →

3 対策工事を継続している事案

(1) 桑名市五反田事案

<事案の概要>

(時期) 平成7年～8年頃

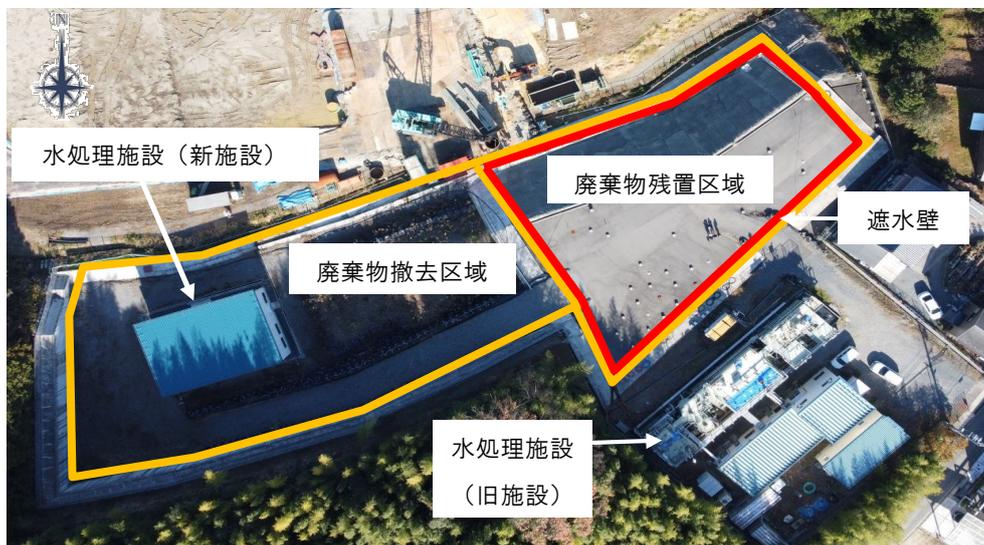
(場所) 桑名市大字五反田多々星地内の山林

(内容) 産業廃棄物処理業者が、燃えがら、汚泥、廃油等を不法投棄し、平成9年10月にVOC（揮発性有機化合物）による地下水汚染が判明、さらに平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

VOCおよび1,4-ジオキサンにより、農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



<対策工事の実施内容>

1,4-ジオキサン等による地下水の汚染対策のため、廃棄物の掘削除去や揚水浄化等を実施しています。令和3年度は、対策工事の効果検証等を行ったうえで、遮水壁外の汚染残留区域の揚水浄化等を実施するとともに、令和4年3月に水処理施設（旧施設）の撤去に着手しました。

令和4年度は、引き続き遮水壁外の揚水浄化等を実施するとともに、水処理施設（新施設）の撤去工および借地の復旧工を実施します。

①令和3年度までの主な事業内容

- ・ 廃棄物撤去区域（1,4-ジオキサン高濃度区域）の廃棄物の掘削除去
- ・ 廃棄物残置区域における遮水壁補強工
- ・ 水処理施設による汚染地下水の揚水浄化および水処理施設の増強（追加設置）等
- ・ 遮水壁外の汚染残留区域における揚水井戸の追加等の揚水浄化対策

②令和4年度の主な実施内容

- ・ 遮水壁外の揚水浄化対策等
- ・ 水処理施設の撤去工および借地の復旧工

(2) 四日市市大矢知・平津事案

<事案の概要>

(時期) 昭和56年～平成6年頃

(場所) 四日市市大矢知町・平津町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、廃プラスチック類、陶磁器くず等の廃棄物を、許可面積・容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

(生活環境保全上の支障等)

周辺地域に廃棄物の飛散・流出や有害物質の浸出等のおそれがあります。

(事案地の状況)



<対策工事の実施内容>

廃棄物の飛散・流出の防止や雨水の浸透抑制のため、覆土工および雨水排水工等の対策を実施しています。令和3年度は法面工および覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手しました。

令和4年度は、引き続き法面工や管理用道路の舗装工を実施します。

①令和3年度までの主な事業内容

- ・調整池、進入道路および管理用道路の設置工
- ・中溜池側および西水路側における染み出し抑止工
- ・天端部の覆土工等

②令和4年度の主な実施内容

- ・法面部への厚層基材（植生材）吹付工
- ・管理用道路の舗装工

(3) 桑名市源十郎新田事案

<事案の概要>

(時期) 昭和 48 年～51 年頃 (P C B 等投棄時期：推定)

(場所) 桑名市大字五反田字源十郎新田地内の河川敷

(内容) 平成 19 年 9 月に員弁川・藤川合流点付近の旧最終処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成 22 年 10 月に当該箇所から回収した廃油に P C B 等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

P C B を含む油の河川への滲出等により、下流の水道水源や農業用水の利用等に支障が生じるおそれがあります。

(事案地の状況)



<対策工事の実施内容>

P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) 等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去や集油管等による廃油の回収・処理を実施しています。令和 3 年度は、旧最終処分場内で P C B 高濃度汚染箇所の掘削除去を実施するとともに、廃油の回収・処理を引き続き実施しました。

令和 4 年度は、旧最終処分場内で熱処理工による V O C 除去を実施するほか、将来に亘る油漏洩防止の確実性を高めるために鋼矢板の二重化等の補完的措置を講じるとともに、廃油の回収・処理を引き続き実施します。

①令和 3 年度までの主な事業内容

- ・油汚染範囲の囲い込み工 (鋼矢板の打込み)
- ・集油管等による廃油の回収・処理
- ・汚染源域等における P C B 廃棄物の掘削除去

②令和 4 年度の主な実施内容

- ・熱処理工による V O C 除去
- ・鋼矢板の二重化等の補完的措置工
- ・集油管等による廃油の回収・処理

4 令和元年度に対策工事が完了した事案

(1) 四日市市内山事案

<事案の概要>

(時期) 平成元年～11年頃

(場所) 四日市市内山町地内の産業廃棄物の安定型最終処分場等

(内容) 産業廃棄物処理業者が、許可品目外の木くず、紙くず等を含む廃棄物を許可面積・容量を大幅に超えて埋立てを行ったため、高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

(生活環境保全上の支障等)

高濃度の硫化水素やメタンガスの発生による、周辺への悪臭の漏洩や火災発生のおそれ、および法面崩落等による廃棄物の飛散・流出のおそれがありました。

(事案地の状況)



<対策工事の実施内容等>

高濃度の硫化水素ガス（最高 32,000ppm）の発生や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあったことから、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入により、硫化水素ガスの発生抑制を図ったうえで整形覆土等を実施し、その後も効果確認のためのモニタリングを2年間実施しました。

その結果、学識経験者4名で構成する技術検討専門委員会（令和元年9月開催）において実施計画における目標達成が確認され、県として安全性が確保されたと判断できたことから、令和2年3月31日をもって行政代執行を終了するとともに、令和2年5月には廃棄物処理法に基づく区域指定を行い、土地の形質変更を制限しました。

現在は、定期的なパトロールによる状況確認や硫化水素ガス等のモニタリングにより、地域住民の安全・安心が確保されていることを確認しています。

5 今後の取組方向

対策工事を継続している3事案について、令和4年度末までの対策工事の完了に向けて事業を推進し、安全・安心を確保していきます。対策工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

令和5年度以降については、学識経験者の意見等をふまえ、モニタリング等を実施することとしています。

また、原因者への費用求償についても、粘り強く対応していきます。